【４月２次】

2027年度

入園入所のしおり

保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園



【入園入所手続きに関する問い合わせ先】

《市立・私立保育所、市立・私立認定こども園（２・３号認定）、小規模保育事業所》
川西市教育委員会事務局入園所相談課
電話：072-740-1175　ファックス：072-740-1339
Ｅメール：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp

《市立・私立幼稚園、市立・私立認定こども園（１号認定）》
各施設へ直接

認可保育施設の入所申請、入所に関する相談は予約優先制です。
予約なしで来庁いただくことも可能ですが、ご案内まで
お待ちいただく場合がございます。来庁予約はこちらから→

もくじ

１．令和９（２０２７）年度　４月入園入所申込……Ｐ３

２．支給認定制度とは（1号、2号、3号って？）……Ｐ７

３．支給認定の変更……Ｐ７

４．保育の必要性の認定（２・３号認定）……Ｐ９

５．申込みに必要な書類……Ｐ10

６．入所選考、入退所、転園等（２・3号認定）……Ｐ16

7．保育料……Ｐ22

8．幼児教育・保育の無償化……P27

9．各施設の概要……P29

10. 保育施設の場所……　P30

11. 施設一覧……P32

12. よくある質問Ｑ＆Ａ……　P36

※この冊子に記載している制度等は、令和８年１１月作成時点のものです。

※令和９年度より、『パステル保育園』は認定こども園に移行する予定です。

※令和9年4月より、下記施設が開所予定です。（4月1次募集より受付）

（仮称）東谷こどもの空保育園（整備場所：川西市見野２丁目地内（旧市立東谷幼稚園））

【利用定員】４０名（予定）

1．　令和９（2027）年度　４月入園入所申込

保育所・認定こども園・幼稚園などの利用を希望する方の手続きは以下のとおりです。新制度に移行していない私立幼稚園（P34⑤を参照）は、各園へ直接お申込みください。

【申込方法・申込期間】

①保育所、認定こども園（**２・３号認定**）・小規模保育事業所を希望される方

申込方法	①川西市ホームページの専用フォームから電子申請 ・川西市外の施設を希望する場合は電子申請できません ・就労証明書など、予め添付書類をご準備ください ②申請書類を揃えて、川西市役所3階8番入園所相談課に提出 ・書類不備がある場合は受付できませんのでご注意ください ・郵送の場合は特定記録など、記録が残る郵送方法をご利用ください
１次募集申込期間	令和8年９月11日（金）～令和8年11月10日（火）午後５時必着
２次募集申込期間	令和8年11月11日（水）～令和9年１月27日（水）午後５時必着

※申込みに必要な書類の詳細はＰ10～15をご覧ください。

※新清和台こども園・美山こども園・めぐみ学園への入園を希望される場合は、以下の入園説明会に必ずご参加ください。（詳細は各園にご連絡ください）

新清和台こども園	令和8年９月5日（土）　午前10時～ 令和8年９月12日（土）　午前10時～	【TEL】 072-799-4000
美山こども園	令和8年９月5日（土）　午前９時半～ 令和8年９月9日（水）　午後３時半～ ※3号での入園を希望する場合は、個別で園見学をしてください	【TEL】 072-794-5355
めぐみ学園	令和８年９月 10 日（木）　午前 10 時 10 分～ ※3 号での入園を希望する場合は、個別で園見学をしてください	【TEL】 072-799-0317

②私立認定こども園を希望される方（**１号認定**）

申込みは各園で直接受付しています。詳細は各園にご確認ください。（P 33②を参照）

③市立幼稚園・市立認定こども園を希望される方（**１号認定**）

各園で願書の配布と受付を行います。（願書は川西市ホームページからもダウンロード可能）

日程は以下の通りです。2次以降の募集については、市ホームページをご確認ください。

募集説明会	令和8年10月１日（木） 幼稚園：午後３時～３時半　　こども園：午後２時～２時半
願書配布日	令和8年10月１日（木）、２日（金） 幼稚園：午後３時～４時　　こども園：午後２時～３時
願書受付日 （面談）	幼稚園：令和8年10月7日（水）、8日（木）　　時間は各園で指定 こども園：令和8年10月１日（木）、2日（金）　時間は各園で指定 （牧の台みどりこども園・加茂こども園・川西こども園・川西北こども園は後日面談）

【★お申込み前に必ずご確認ください★】

- 申込み時点で川西市外に在住していても、令和９年３月末までに川西市に転入する予定の方は申込みを受け付けます（転入予定であることが確認できる書類の添付が必要です。詳細はP12・P15をご確認ください。）
- 出産予定の方も４月入所申込を受け付けますが、**令和９年２月３日**までに出生することが条件です。（出生前での申込みに関する注意事項は、Ｐ６をご覧ください）
- **同一の市立認定こども園で、１号と２号を併願しての申込みはできません。**
- １月から3月の入所選考については、下記をご確認ください。令和８年度末までの保育を希望する場合と、令和９年度以降も保育を希望する場合で申請の締切が異なります。

入所希望月	入所可能児童	入所申請締切
1月	令和8年度末（令和9年3月末）までの保育を希望する方のみ	前月10日 （土日祝の場合は前倒し）
2~3月	令和8年度末（令和9年3月末）までの保育を希望する方	
	4月入所が内定している方のうち、前倒し入所を希望する方 （令和9年4月以降の入所も希望される方）	令和8年11月10日（火）

- 施設によっては保育料とは別に費用（入園料・制服など）がかかる場合があります。
各施設に確認し、理解したうえで申請してください。

【令和８年度に待機児童となっている方】

令和9年４月以降の入所選考を継続して希望する場合、改めて新規申請をする必要があります。
１次募集締切日の令和8年11月10日までにお手続きください。（郵送の場合は、特定記録などの記録が残る方法で郵送してください）

期日までに手続きされなかった場合、令和9年４月以降の入所の意思がないものとみなし、選考にはかかりませんので注意してください。

※令和8年10月入所以降の申請を令和9年度用のフォーム・書類でされた方は、令和9年度の申請は不要です。

【集団生活で配慮が必要なお子様の入所について】

集団生活にあたり、発育・発達に関することで個別の支援や加配保育士等を必要とする場合は事前にご相談ください。（相談窓口・問い合わせ先については下記参照）

また、保育士等の加配を行うには、関係機関による意見を基に、市で個別の支援として加配が望ましい（要支援）と認定されることが必要です。その場合、加配保育士等の配置状況によっては、定員に空きがあっても、入所できない可能性があります。

相談内容	相談窓口	問い合わせ先
発育・発達に関すること 個別の支援や加配保育士等の申請について	インクルーシブ推進課 （３階6番窓口）	教育委員会事務局教育推進部　インクルーシブ推進課 電話：072-740-1401

【令和9年4月入園入所手続きの流れ】

市立・私立保育所
市立・私立認定こども園（２・３号）
小規模保育事業所

への入所を希望される方

↓

１次募集

●書類はホームページでダウンロードできます。
（窓口配布：令和8年9月1日～）
●申込期間：９月11日～11月10日
●提出先　：川西市役所３階8番入園所相談課
●提出は郵送でも可能ですが、郵便事故などには対応できませんので、特定記録などの記録が残る郵送方法でのみ受付します。
●窓口・郵送ともに午後５時を過ぎると受付できません。
●電子申請の場合も9月11日～11月10日午後5時までに申請を完了させてください。

↓

入所選考（１次）

●申込期間終了後に、市で入所選考を行います。
●入所選考は保育の実施基準表に基づいて行う為、先着順・抽選制ではありません。（P16）
●入所選考の結果、施設の受入状況により、希望する保育施設に入所できない可能性があります。
●選考結果は令和9年1月20日頃に、内定、不内定問わず文書で通知します。

内定↓

●内定施設に入所する場合【面談・入所説明会】へ
●内定を辞退して、２次選考にかかることができます。

↓不内定

●2次選考にかかることができます。（申込不要）
●希望施設を変更することができます。

辞退↓

↓

２次募集（選考）

●申込期間：11月11日～1月27日
●選考の方法等は１次と同様です。
●選考結果は令和9年２月20日頃に、内定、不内定問わず文書で通知します。

内定↓

●内定施設に入所する場合【面談・入所説明会】へ
●内定を辞退した場合、最終調整にかかることはできません。

↓不内定

●最終調整にかかることができます。

最終調整希望↓

最終調整

●２次選考で不内定となった方のうち、希望者に対して最終調整を実施します。（３月上旬頃）

内定↓

面談・入所説明会

●入所が内定した場合は、入所までに説明会（面談）があります。日程等は、市立は市から、私立は各施設からお知らせします。

不内定→

最終調整を希望しない

入所保留通知書

●３月中旬以降発送予定

↓

私立認定こども園（1号）
市立幼稚園・市立認定こども園（1号）

への入園を希望される方

↓

書類配布・入園申込

●書類は各施設で受け取ってください。
●認定こども園・幼稚園へ直接お申込みください。

※市立幼稚園、市立認定こども園（１号）の入園に関する詳細については、市HPに園児募集案内を掲載します。

↓

入園調整

●定員を超える申込みがあった場合
①私立認定こども園…各園で調整
②市立幼稚園・市立認定こども園…抽選を実施

↓

入園説明会

●新規入園の場合は、入園までに入園説明会があります。日程については、各園から通知します。

↓

保育料決定・副食費免除のお知らせ

●１号認定児、２号認定児の保育料は無償です。副食費が免除の方には令和9年３月末に文書で通知します。
●３号認定児は令和9年３月末に保育料を決定し、文書で通知します。

【出生前の入所申込に関する注意事項】

４月入所（2月～3月入所を含む）に限り、１次募集締切日（令和８年 11 月 10 日）以降に出生予定の児童についても入所申込を受け付けます。（５月以降の入所申込は、出生届出後からの受付となります）

１次募集締切後も申込みは受け付けますが、１次募集での申込みが優先となりますので、入所を希望される方は、できる限り１次募集申込期間内にお申込みください。（2 次募集の締切は１月 27 日）

申込みを希望される方は、下記の注意事項を必ず確認してください。

【注意事項】（下記の説明は、４月入所希望の場合です）

① 対象となるのは、**１次募集締切日後、令和９年２月３日※までに出生**するお子様です。（生後 57 日目以降でないと保育施設への入所ができないため）

※2月入所の場合は令和８年 12 月6日、3月入所の場合は令和９年1月３日となります。

② **１次募集締切日は令和８年 11 月 10 日**です。（申込みの流れはＰ５を参照）

③ 生後 57 日目からの乳児保育を実施している施設はＰ32～34 を確認してください。

④ 入所申込に必要な書類に加えて、**母子手帳（表紙と出産予定日が確認できるページ）のコピーを提出**してください。

⑤ 出産予定日が令和９年２月４日以降であっても、予定日前の出産を想定しての申込みは受け付けますが、４月入所するには令和９年２月３日までに出生することが必要です。

⑥ **令和９年２月3日までに出生しなかった場合の取り扱いは、下記のとおりです。**

・４月入所はできませんので、５月以降の入所選考にかかります。

・５月以降の入所選考では、他の入所希望者と同じ基準での選考となります。

（優先的に入所できるわけではありません）

・入所内定している場合でも、令和９年２月3日までに出生しなかった際は、内定取消となり、他の希望される方が入所となります。（５月以降の入所が予約されるわけではありません）そのため、４月入所選考の時点で空きがなくなる可能性もあります。

⑦ 出生後は、入園所相談課までご連絡をお願いいたします。

（出生年月日、お子様のお名前、出生時の体重などを確認させていただきます）

⑧ お子様の健康状態等を確認するため、保健師が面接させていただくことがあります。

⑨ 令和９年2月３日までに出生した場合でも、出産予定日より早く生まれた場合などは、保育施設への入所にあたり、医師の確認が必要になる場合があります。

⑩ 出生後、お子様の健康状態によっては、保育施設での受け入れが困難な場合があります。

2. 支給認定制度とは（１号、２号、３号って?）

子ども・子育て支援新制度では、給付対象の施設や事業の利用を希望する保護者の方は、支給認定を受ける必要があります。認定は次の３区分です。（新制度に移行していない私立幼稚園の利用を希望する場合は、対象外です）

【支給認定の区分】

認定区分	対象者	主な利用先
１号認定	３歳以上のお子さんで、ご家庭で必要な保育ができる方 （例）３歳以上で、両親のどちらかが専業主婦（夫）の場合など、ご家庭でお子さんの保育することができる場合	**幼稚園** **認定こども園**
２号認定	３歳以上のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 （例）３歳以上で、両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	**保育所** **認定こども園**
３号認定	０歳～３歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 （例）３歳未満で、両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	**保育所** **認定こども園** **小規模保育事業所**

【支給認定に対する基本の利用時間】

認定区分	基本保育時間	市内施設の利用時間例
１号認定	教育標準時間　１日概ね４時間 （休園日：土・日・祝日、長期休園期間有）	９：００ ～ １３：００ 等（施設により異なる）
２号認定 ３号認定	保育標準時間　１日最大 11 時間 （休所日：日・祝日、年末年始等）	７：００ ～ １８：００ 等（施設により異なる）
	保育短時間　　１日最大８時間 （休所日：日・祝日、年末年始等）	８：３０ ～ １６：３０ 等（施設により異なる）

※上記の利用時間は施設によって異なる場合があります。詳細は各施設にご確認ください。

3. 支給認定の変更

保育を必要とする事由が変わる場合や、就労時間の変更により保育の必要量が変更となる場合など、支給認定を変更する場合は申請が必要です。（Ｐ９を参照）変更希望月の前月15日まで（公立こども園の１号から２号への変更申請は前月10日まで）に支給認定等変更申請書を入園所相談課または各施設へご提出ください。なお、支給認定の変更と保育料の変更は、原則翌月からの適用となります。

例）６月10日に変更の申請　⇒　７月１日分からの支給認定と保育料の変更

※認定こども園に１号認定で入園後、保育の必要性が生じたときは、２号認定への変更申請が可能ですが、施設の事情により直ちに受け入れができない場合があります。また、公立こども園の１号から２号への変更は、新規入所扱いとして選考を行います。

【参考：利用できる施設のイメージ】

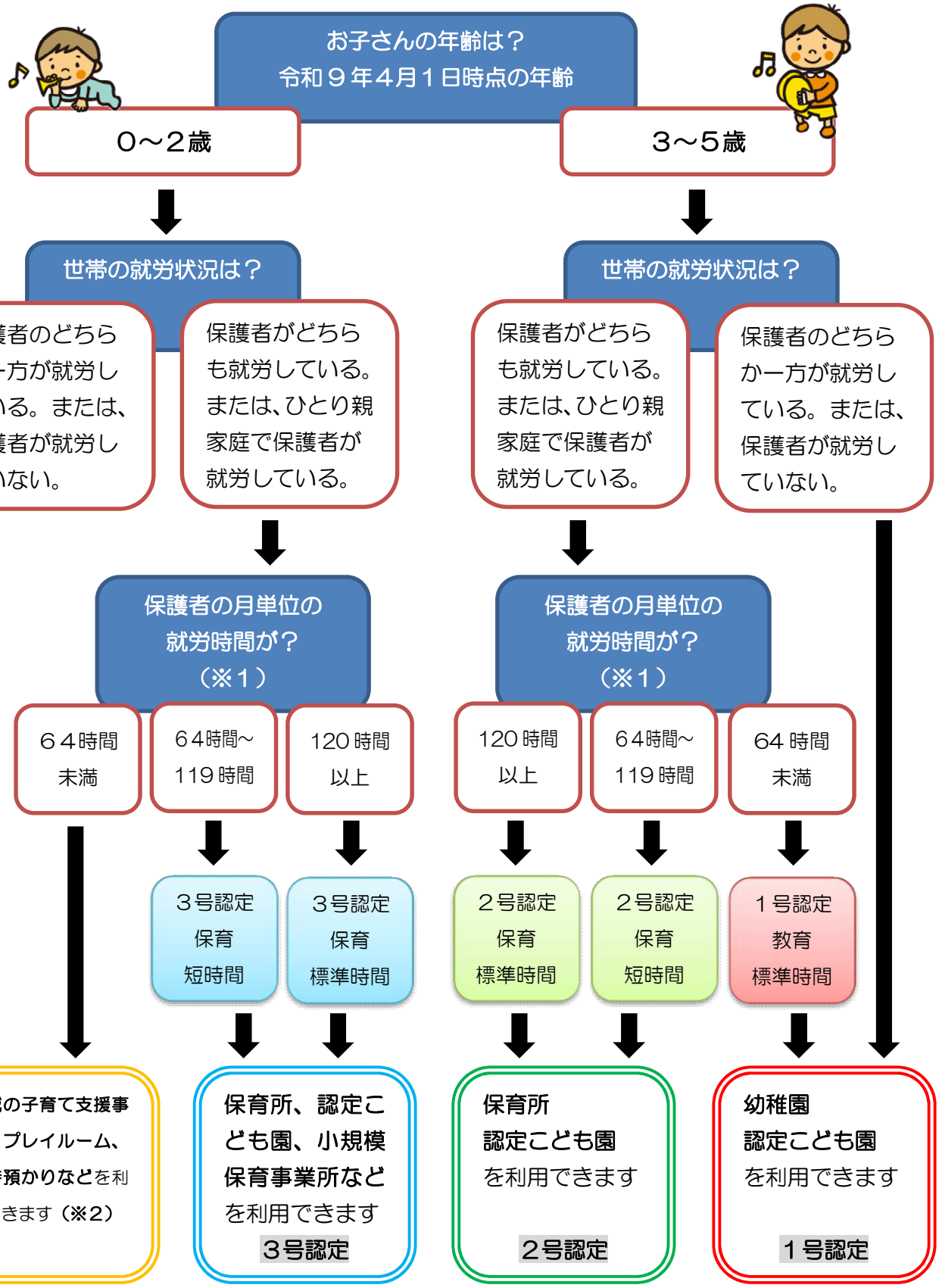

※１：保護者の月単位の就労時間は、保護者のうち就労時間が少ない方の１か月あたりの合計就労時間です。

※２：一時預かりを実施している市内の保育施設等はＰ32～35 でご確認ください。

4. 保育の必要性の認定（２・３号認定）

保育施設での保育を希望される場合、支給認定（２・３号認定）を受ける必要があります。
下記のいずれかに該当すれば、保育認定を受けることができます。

【保育を必要とする事由】

保育を必要とする事由	保育の必要量に応じた区分
①就労（会社員、アルバイト、自営業、内職など） （Ａ：月120時間以上の就労、Ｂ：月64～119時間の就労）　※１	Ａ：保育標準時間 Ｂ：保育短時間
②妊娠・出産 （出産予定日の８週間前の日の属する月の初日から、出産後８週間を経過する日の属する月の末日までの間の必要な期間）	保育標準時間
③保護者の疾病・障がい	保育標準時間
④親族の介護・看護や、療育施設を利用するきょうだい児の親子通園（川西さくら園など）	保育標準時間
⑤災害復旧	保育標準時間
⑥求職活動（最大90日間、起業準備を含む）	保育短時間
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） （Ａ：月120時間以上の就学、Ｂ：月64～119時間の就学）	Ａ：保育標準時間 Ｂ：保育短時間
⑧虐待やＤＶの恐れがあること	保育標準時間
⑨育児休業取得にあたり、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること　※２	保育短時間
⑩その他（上記に類する状態として市が認める場合）	状況により決定する

※１　最低月64時間（週16時間）以上の就労が必要です。また、就労の時間帯によっては、月120時間未満の就労時間でも、保育標準時間認定とする場合があります。（例えば、早朝勤務などで、短時間での利用時間帯＜例：８：30～16：30＞を超えて、保育施設を利用せざるを得ない場合など）

※２　就労を理由に保育施設に入所した児童の保護者が、施設の利用途中で出産し、育児休業しながら保育を継続する必要がある場合のみ。育児休業を取得した子どもが１歳になる年度末まで認定できます。本要件は特例措置ですので、育児休業を理由に新規入所することはできません。

重要

保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、保育認定の有効期間をその時点までとするため、速やかに入園所相談課まで届け出てください。保育施設は、その月の月末まで利用できますが、その後退所となります。

5. 電子での申込みに必要な書類（市ホームページからも入手可能です）

以下の書類のうち該当するものをご準備のうえ、申請してください。本人確認書類・添付書類は画像のアップロードが必要です。入力には 15 分から 30 分ほど時間がかかります。時間に余裕を持ってご入力ください。

（1）保育の必要性を証明する書類（下記表参照）※保護者全員分が必要

事 由	事由の説明	必要書類の例
①就労	会社員・アルバイト　など	・就労（採用予定）証明書（勤務先が記入）
	内職	・就労証明書（内職の委託元が記入） ・業務の計画表、予定表など
	自営業・農業　など　※1	・就労証明書（保護者自身が記入） ・確定申告書のコピー　※2
②妊娠・出産	保育を必要とする理由が妊娠・出産の方	・母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページのコピー）
③保護者の疾病・障がい	保育を必要とする理由が、病気・障がい（保護者本人）の方	・㋐㋑のいずれか ㋐市様式の診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ㋑障害者手帳のコピー （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
④親族の看護・介護	保育を必要とする理由が、親族の看護、介護が常時必要な方	・申立書 ・㋐㋑㋒㋓のいずれか ㋐看護、介護されている方の市様式の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記） ㋑手帳のコピー（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） ㋒介護保険被保険者証のコピー ㋓療育施設の在園証明書（川西さくら園など）
⑤災害復旧	災害の復旧のため児童の保育ができない方	・申立書 ・り災したことがわかる書類（り災証明書）
⑥求職活動（起業準備含む）	就業に向けて求職活動を行なっている方	・求職活動状況申立書（電子申込の場合は不要）
⑦就　学 職業訓練	就学（職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）している方	・申立書 ・在学（受講）証明書 ・カリキュラムや時間割が分かる書類
⑧その他	その他、上記と同様な状態であると市が認める場合	・市が必要と認める書類を提出

※1　父母以外の従業員がいない株式会社等を含む（履歴事項全部証明書等の書類を提出）

※2　開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可証等のコピーを提出

●証明書の有効期限は証明日より３か月以内となります

●必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります

（2）保育料（利用者負担）算定のために必要となる書類《次の各区分に該当する方が必須》

区分	必要書類
①保護者が令和８年１月１日時点で川西市に住民登録を有しない場合（令和８年１月２日以降に転入の場合） ※令和９年９月以降の保育料算定には令和９年度の市民税額が必要です（P24 参照）	市民税額を確認できる書類 ・令和８年度市民税課税証明書または市民税決定通知書（写） ⇒課税証明書は、令和８年１月１日時点で住民登録のあった市区町村で取得
②在宅障害者（児）がいる場合	・障害者手帳（身体・療育・精神）、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金の受給が分かる書類のいずれかのコピー
③入所児童の兄弟姉妹が、企業主導型保育所や療育施設（川西さくら園など）に在籍している場合	・在園証明書

【注意事項】

＜市･県民税が未申告の方＞

令和8年度の市・県民税が未確定の方は、至急、申告を済ませ、課税証明書などを市に持参してください。非課税であっても、非課税の証明が必要です。

＜単身赴任の方＞

単身赴任などで住民票の世帯が別であっても、その合計額により取り扱いますので、課税証明書等を添付してください。

＜海外赴任の方＞

川西市転入前が海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、令和7年中の日本国外での総収入がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。国外での総収入がわかる書類の取得が難しい場合で、前々年度に国内で収入があり、前々年度の課税証明書などの取得が可能な場合は、その市民税所得割額を基に算定する場合もあります。また、**日本国外での総収入がわかる書類が外国語表記の場合は、翻訳済の状態で提出してください。**

（3）その他《該当する方》

該当事例	書　　類
申請に係る子どもが認可外保育施設に入所しながら、認可保育施設の申請をする場合	・在園証明書
川西市外からの転入予定で申込みをされる場合　※1	・不動産売買契約書（建物）、工事請負契約書、賃貸借契約書のいずれかのコピー（転入先住所、入居可能日（引渡日）、署名押印のあるもの）
離婚調停中又は裁判中である場合（右記のいずれかをご提出ください）	・期日通知書または呼出状 ・申立書または訴状（裁判所の受付印があるもの） ・事件係属証明書
川西市外の施設を希望施設の中に含める場合	・電子での申込みはできません。書面にてご提出ください。

※1　入所希望月の前月末までに転入する必要があります。詳細はフォーム内の同意・誓約事項をご確認ください。

【注意事項】

- **きょうだい同時に申込みをされる場合、こども１人ごとに申込が必要です。**
- 就労中であっても締切までに就労証明書の提出がなければ、求職活動の点数で選考します。締切後に提出があれば、次回の選考から就労の点数に変更となります。
- 書類不備等があった場合、入所選考ができない可能性がありますのでご注意ください。

5. 書面での申込みに必要な書類（市ホームページからも入手可能です）

下記（１）～（４）以外の書類が必要になる場合もあります。
必ず「提出書類チェックリスト」で必要書類を確認のうえ、ご提出ください。

（１）認定申請書　兼　申込書（台帳）《すべての方が必須》

幼稚園（私立除く）・認定こども園・保育所・小規模保育事業所の利用を希望するすべての方が対象（１号・２号・３号認定）

（２）添付書類《保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業所の利用を希望される方（２・３号認定）が必須》

１．健康票
２．保育施設利用申込に関する同意・誓約書
３．本人確認書類のコピー（窓口提出の場合は原本提示）
４．提出書類チェックリスト
５．個人番号（マイナンバー）提供書　※個人番号が確認できる添付書類が必要
６．保育の必要性を証明する書類（下記表参照）※保護者全員分が必要

事 由	事由の説明	必要書類の例
①就労	会社員・アルバイト　など	・就労（採用予定）証明書（勤務先が記入）
	内職	・就労証明書（内職の委託元が記入） ・業務の計画表、予定表など
	自営業・農業　など　※１	・就労証明書（保護者自身が記入） ・確定申告書のコピー　※２
②妊娠・出産	保育を必要とする理由が妊娠・出産の方	・母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページのコピー）
③保護者の疾病・障がい	保育を必要とする理由が、病気・障がい（保護者本人）の方	・㋐㋑のいずれか ㋐市様式の診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ㋑障害者手帳のコピー （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
④親族の看護・介護	保育を必要とする理由が、親族の看護、介護が常時必要な方	・申立書 ・㋐㋑㋒㋓のいずれか ㋐看護、介護されている方の市様式の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記） ㋑手帳のコピー（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） ㋒介護保険被保険者証のコピー ㋓療育施設の在園証明書（川西さくら園など）

⑤災害復旧	災害の復旧のため児童の保育ができない方	・申立書 ・り災したことがわかる書類（り災証明書）
⑥求職活動 （起業準備含む）	就業に向けて求職活動を行なっている方	・求職活動状況申立書
⑦就　学 職業訓練	就学（職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）している方	・申立書 ・在学（受講）証明書 ・カリキュラムや時間割が分かる書類
⑧その他	その他、上記と同様な状態であると市が認める場合	・市が必要と認める書類を提出

※1　父母以外の従業員がいない株式会社等を含む（履歴事項全部証明書等の書類を提出）

※2　開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可証等のコピーを提出

●証明書の有効期限は証明日より３か月以内となります

●必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります

（３）保育料（利用者負担）算定のために必要となる書類《次の各区分に該当する方が必須》

区分	必要書類
①保護者が令和８年１月１日時点で川西市に住民登録を有しない場合（令和８年１月２日以降に転入の場合） ※令和９年９月以降の保育料算定には令和９年度の市民税額が必要です（Ｐ24 参照）	市民税額を確認できる書類 ・令和８年度市民税課税証明書または市民税決定通知書（写） ⇒課税証明書は、令和８年１月１日時点の住民登録のあった市区町村で取得
②在宅障害者（児）がいる場合	・障害者手帳（身体・療育・精神）、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金の受給が分かる書類のいずれかのコピー
③入所児童の兄弟姉妹が、企業主導型保育所や療育施設（川西さくら園など）に在籍している場合	・在園証明書

【注意事項】

＜市･県民税が未申告の方＞

令和8年度の市・県民税が未確定の方は、至急、申告を済ませ、課税証明書などを市に持参してください。非課税であっても、非課税の証明が必要です。

＜単身赴任の方＞

単身赴任などで住民票の世帯が別であっても、その合計額により取り扱いますので、課税証明書等を添付してください。

＜海外赴任の方＞

川西市転入前が海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、令和7年中の日本国外での総収入がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。国外での総収入がわかる書類の取得が難しい場合で、前々年度に国内で収入があり、前々年度の課税証明書などの取得が可能な場合は、その市民税所

得割額を基に算定する場合もあります。また、**日本国外での総収入がわかる書類が外国語表記の場合は、翻訳済の状態で提出してください。**

（4）その他《該当する方》

該当事例	書　　類
申請に係る子どもが認可外保育施設に入所しながら、認可保育施設の申請をする場合	・在園証明書
川西市外からの転入予定で申込みをされる場合　※1	・転入に関する同意･誓約書 ・不動産売買契約書（建物）、工事請負契約書、賃貸借契約書のいずれかのコピー （転入先住所、入居可能日（引渡日）、署名押印のあるもの）
離婚調停中又は裁判中である場合 （右記のいずれかをご提出ください）	・期日通知書または呼出状 ・申立書または訴状（裁判所の受付印があるもの） ・事件係属証明書
川西市外の施設を希望施設の中に含める場合　※2	・保育所入所〔他市委託〕申込書
育児休業からの復職予定で申込みをされる場合	・育児休業からの復職に関する同意･誓約書

※1　入所希望月の前月末までに転入する必要があります。詳細は同意・誓約書をご確認ください。

※2　川西市で書類の受付を行い、川西市から希望施設の所在する市区町村へ調整依頼を行います。詳細はＰ19 をご確認ください。**川西市外から転入予定で申込みをされる場合は、川西市外の施設を希望施設に含めることはできません。川西市外の施設への入所を希望する場合は、現在お住まいの市区町村からの入所申込が必要となります。**

【注意事項】

- **きょうだい同時に申込みをされる場合、こども１人ごとに申込が必要です。**
  （就労証明書などは、２人目以降の児童分はコピーでもかまいません）
- 就労中であっても締切までに就労証明書の提出がなければ、求職活動の点数で選考します。締切後に提出があれば、次回の選考から就労の点数に変更となります。
- 書類不備や記入漏れがあった場合、入所選考ができない可能性がありますのでご注意ください。

6．入所選考、入退所、転園等（２・３号認定）

【入所選考について】

保育所等の入所は、申込み時に提出された書類に基づき、次の保育の実施基準表（別表1・2の合計）より点数化して、点数の高い人から順にご案内します。

保育の実施基準表（別表１）

番号	類型	項目			保護者の状況	指数 父	指数 母
1	就労（就学）	勤務（就学・自営業含む）			常　勤（産休・育休明け含む）	21	21
					非常勤（就学）：週４０時間以上	21	21
					非常勤（就学）：週３０時間以上	18	18
					非常勤（就学）：週１６時間以上	16	16
		内職			週１６時間以上の内職	13	13
2	妊娠・出産				切迫流産等で要安静と診断された場合		23
					産前８週または産後８週以内の場合		10
3	疾病・障がい等	入院			おおむね１か月以上の入院が必要と診断された場合	23	23
		居宅療養	ねたきり		疾病や障害により常時ねたきりの状態にある場合	23	23
			通院・療養		保育が困難と診断された場合	21	21
					保育がやや困難と診断された場合	19	19
		障がい			身体障害者手帳１・２級 / 療育手帳Ａ / 精神障害者保健福祉手帳１級	21	21
					身体障害者手帳３級 / 療育手帳Ｂ１ / 精神障害者保健福祉手帳２級	19	19
					身体障害者手帳４～６級 / 療育手帳Ｂ２ / 精神障害者保健福祉手帳３級	15	15
4	介護				川西さくら園等親子通園	30	30
					同居の親族（児童からみて三親等以内）の介護	18	18
					別居の親族（児童からみて三親等以内）の介護	12	12
5	災害				家屋損壊で復旧に常時あたっている場合	22	22
6	求職活動				週１６時間未満の就労 / 派遣社員で育休取得中の方（復帰後の派遣先が未定）	10	10
					求職活動	6	6
合　　計							

（備考）

1．保護者それぞれについて、該当する指数を合算する
2．保護者の状況が表の項目に当てはまらない場合および保育の実施基準表で該当する項目が２つ以上ある場合は、類似の項目を適用し、適宜指数を調整するものとする
3．保育の必要性を証明する書類が未提出の場合は求職活動扱いとする

保育の実施基準表（別表2）

No	区　分	条　件	指数
1	ひとり親	祖父母と同居していない	+40
2		祖父母と同居	+36
3	育休・産休　※1 職場復帰	休業終了により職場復帰する	+3
4	児童の状況	認可保育施設に入所できず、認可外保育施設に入所している	+3
5	きょうだい児あり　※2	未就学の兄弟姉妹がいる （認可保育施設への入所申請がなく、自宅や職場で保護者が保育している児童を除く）	+3
		小学生の兄姉がいる(1～3年生)	+1
6	多胎児の同時申請　※3	双子が同時に申請している	+2
7	きょうだい同時申請	兄弟姉妹が同時に申請している	+1
8	児童の障がい	障害者手帳等の交付を受けている児童、特別児童扶養手当支給対象児童および医師の診断により統合保育が望ましい児童の入所	+15
9	要支援家庭	関係機関等からの要請や情報提供等により入所が必要と判断した世帯	※4
10	単身赴任	父または母が近畿2府4県内で単身赴任している	+1
		父または母が上記以外の国内で単身赴任している	+2
		父または母が海外で単身赴任している	+3
11	保育士等の優先利用　※5	父または母が市内認可保育施設に保育士等として勤務（内定）している	+20
		父または母が市外認可保育施設に保育士等として勤務（内定）している	+10
12	育児休業の延長許容　※6	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる	-100
13	内定辞退	同一年度において、認可保育施設の入所内定を辞退している	-1
合　計			

※1　育児休業期間中に申込をしたが、入所できずに待機している場合も含む
※2　兄弟姉妹１人あたりの加算点とする
※3　多胎児の人数×1点（３つ子の場合は3点・４つ子の場合は４点）
※4　当該児童、世帯の状況に応じて別途判断するものとする
※5　保育士等とは保育士、保育教諭、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭のこと
（保育士及び保育教諭以外の職種については、みなし保育士として勤務する場合に限る）
※6　「育児休業からの復職に関する同意・誓約書」で「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合

【補足】原則として、別表１および２から得られる指数の合計点で優先順位を判定するものとする。
ただし同点の場合、次の１～７の順に優先順位を判定する。

1	父母の別表１での要件ごとの点数の低い方どうしを比較し、点数の高い方を優先 （例）　Ａ世帯　父：（就労）２１点　母：（求職）６点 Ｂ世帯　父：（就労）１８点　母：（出産）１０点 ⇒父母の点数の低い方どうし（６点と１０点）を比較し、Ｂ世帯が優先
2	待機期間のより長い児童を優先（入所出来ず育休中で待機の場合も含む。上記別表２の12に該当する期間を除く。） ※内定辞退した場合、これまでの待機期間はリセット
3	ひとり親世帯を優先
4	障がいを有する等、配慮が必要な児童を優先
5	生活保護を受給している世帯を優先
6	父母の通勤時間、祖父母による保育が期待できない等の状況を総合的に判断
7	保育料の滞納がない世帯を優先

【選考を実施する順番】

●年度途中の入所選考

① きょうだいが別々の保育施設に入所(2・3号)している場合の、どちらか一方の施設への転園
② 通常の入所申込（新規）
③ ①以外の理由の転園

●４月入所選考

① 小規模保育事業所を卒園する２歳児の転園
② きょうだいが別々の保育施設に入所(2・3号)している場合の、どちらか一方の施設への転園
③ ②以外の理由の転園
④ 通常の入所申込（新規）

【注意事項】

- 入所選考は保育の実施基準表に基づいて行う為、先着順・抽選制ではありません。
- 施設は第10希望まで申し込むことができます。ただし、希望順位が高いことで優先度が上がるわけではありません。
- 定員に空きがある場合でも、保育士の配置状況等により、入所ができない場合があります。
- 申請後に希望施設を変更する場合は、締切日（４月２次募集は１月２７日）までに入園所相談課に希望園変更申出書を提出してください。
- 申請後に就労形態や家族状況に変更があった場合、点数が変わることがあります。勤務が決まった場合や、勤務先や勤務時間、雇用期間等に変更があった場合は、１次募集締切日までに申し出のうえ、新たに就労証明書を提出してください。

【希望施設について】

- 教育･保育の方針や環境などは施設によって異なります。申請にあたっては、できる限り事前に施設見学をしていただきますようお願いいたします。
- 施設によっては上乗せ徴収・実費徴収がかかるため、あらかじめ確認のうえ、お申込みください。（直接施設に問い合わせするか、川西市役所ホームページ：ページ番号1009578「認可保育施設の給食費、上乗せ徴収、実費徴収の一覧について」を参照）
- 入所後の転園は困難ですので、慎重にご検討ください。

【内定、辞退、希望施設の変更、2次選考について】

- １次選考の結果は、１月20日頃に文書で通知します。内定を辞退することはできますが、その場合の空き枠は２次選考で使用します。入所枠をキープすることはできません。
- １次選考の結果が不内定だった場合、2次選考から希望施設を変更することができます。
- ２次選考の内定を辞退した場合、入所保留通知書は発行できません。
- ２次選考の結果が不内定だった方を対象に、最終調整を行う予定です。最終調整とは、希望している施設以外の施設に空きがある場合に、個別に入所をご案内するものです。最終調整は３月上旬頃に行います。
- ４月入所選考の流れについては、P5をご確認ください。

【ならし保育】

入所してからしばらくの間は、お子様が新しい環境に慣れていただくための、ならし保育期間となります。1～2 時間から半日程度の保育時間となりますので、ご了承ください。期間は入所される施設や、お子様の状況により異なります。

【転園】

- 毎月、他の保育施設への転園を受付しています。選考の優先順位はＰ18の【選考を実施する順番】のとおりです。
- 転園が決定した場合、在籍している施設に他の方をご案内しているため、原則内定の辞退はできません。
- **転園が決定した場合は、転園先の施設で再度ならし保育が必要となります。**
- 転園時には円滑な保育の実施のため、転園元施設に転園決定施設をお伝えします
- **令和９年４月入所１次選考で転園内定された方は、２次選考で再度転園申請することはできません。転園を希望される場合は、４月にいったん１次での転園内定施設に入所いただき、最短５月から転園申請をすることが可能です。その場合、選考の優先順位は、年度途中の選考の順番となります。また、必ず転園出来るとは限りません。**
- きょうだい転園（※）を希望する場合は、転園をさせたいお子様一人のみ申請してください。
  ※きょうだいが別々の保育施設に入所(2・3号)している場合の、どちらか一方の施設への転園

【長期の休所】

保育施設の休所期間が連続２か月（月初から月末まですべて）以上になる場合、退所していただく場合があります。里帰り出産等により休所する場合も同様ですので、ご注意ください。

（休所中でも保育料はかかります）

【川西市外の施設への入所申込（２・３号認定の場合）】

川西市外の施設への入所を希望する場合、川西市で書類の受付を行い、川西市から希望施設の所在する市区町村へ調整依頼を行います。申請の締切は各市区町村に事前に確認し、余裕をもって書類を提出してください。市区町村によっては、申請の様式が決まっている場合や、追加書類の提出が必要な場合がありますので、その点についても必ず確認いただきますようお願いいたします。※１号認定の場合は各施設に直接申込みをしてください。

【注意事項】

- **入所期間は最大で年度末までとなります。次年度の継続利用を希望される場合は再度新規申請を行い、選考にかかる必要があります。選考の結果、入所できない可能性がありますので、お気をつけください。**
- **川西市外からの転入予定で申込みをされる場合は、川西市外の施設を希望施設に含めることはできません。川西市外の施設への入所を希望する場合は、現在お住まいの市区町村からの入所申込が必要となります。**
- 市外から転入される方で、利用中の施設を継続利用をされる場合も申請が必要です。継続利用可能であることを事前に確認し、転入後に申請を行って下さい。継続利用の場合も入所期間は最大で年度末までとなります。

・保育施設への二重在籍はできません。新しい保育施設への入所が決定した場合、利用中の施設は前月末で退所となります。

【川西市外在住の方の入所申込（２・３号認定の場合）】

※１号認定の場合は各施設に直接申込みをしてください

（１）入所希望月の前月末までに川西市に転入予定の場合

【窓口】川西市

【書類】川西市の申請書類

【締切】令和９年１月２７日（水）　※４月入所申請の場合（２次募集）

【注意】・川西市民として**川西市内の施設**の入所選考にかかることができます。

・転入予定であることを証明する書類の提出が必要です。（P12・P15 参照）

・上記書類が提出できない場合は（２）で申請してください。

（２）入所希望月の前月末までに川西市に転入予定ではない場合（川西市に転入しない方を含む）

【窓口】お住まいの市区町村

【書類】お住まいの市区町村の申請書類

【締切】令和９年１月 27 日（水）　※４月入所申請の場合

（猪名川町在住の場合、締切は猪名川町役場にご確認ください）

【注意】・川西市民の選考後に選考を行い、結果通知は３月中旬以降となります。

・川西市内認可保育施設で勤務する保育士・保育教諭は川西市民と同等に選考を行いますので、上記（１）の締切までに提出してください。

・書類不備がある場合や、締切に間に合わない場合は受付をすることができませんのでご注意ください。

【「久代幼稚園と川西南保育所」、「多田幼稚園と多田保育所」を一体化した認定こども園の新設整備方針について】

川西市では「第２期こども・若者未来計画」において、久代幼稚園と川西南保育所、多田幼稚園と多田保育所を一体化した認定こども園の整備についての方針を定め、取り組みを進めております。整備予定場所などの詳細については、下記のとおりです。

●（仮称）川西久代南こども園（久代幼稚園と川西南保育所を一体化した認定こども園）

これまで、令和 10 年度に旧市営住宅久代団地跡地に、民間法人が整備・運営する幼保連携型認定こども園を開設することとしておりましたが、方針を見直し、以下のとおり整備・運営を行うこととしました。

①令和１０年４月**[統合]**	久代幼稚園と川西南保育所を一体化し、市立保育所型認定こども園として市が引き続き運営をします。川西南保育所の現在の園舎を使用し、定員は約９５人とします。
②令和１１年４月**[民間移管]**	①の保育所型認定こども園の運営を民間法人へ移管します。
③令和１２年４月**[新設]**	久代幼稚園敷地に、民間法人による１２０～１４０人規模の幼保連携型認定こども園を開設します。

年度	R10	R11	R12
形態	保育所型認定こども園	保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園
運営主体	市(市直営)	民間法人(民間移管)	民間法人
場所	川西南保育所を活用	川西南保育所を活用	久代幼稚園跡地に新設
定員	2･3号(1～5歳)　80人 1号(3～5歳)　15人程度	2･3号(1～5歳)　80人 1号(3～5歳)　15人程度	(0～5歳) 120～140人程度
民間法人による施設整備	久代幼稚園舎解体	新園整備工事	

●（仮称）多田こども園（多田幼稚園と多田保育所を一体化した認定こども園）

整備予定地	多田保育所敷地（東多田１丁目１６－２０）
整備運営主体	市が整備・運営します
開設時期	令和１０年４月予定（令和８年度から現園舎の解体及び工事開始予定） ※令和８年９月下旬から令和１０年３月まで仮設園舎での保育となります
仮設園舎	県営川西東多田団地内児童遊園（多田桜木１丁目７番１１号） 

未来を担うこどもたちにとって、より良い教育・保育環境を整備してまいりますので、お子様･保護者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎市ホームページ

担当課：こども未来部こども政策課
電　話：072－740－1246（直通）
Ｅメール：kawa0215@city.kawanishi.lg.jp

7．保育料

新制度に移行した保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する場合、保護者が負担する基本の保育料は、施設（市外施設含む）に関わらず、保護者の**市民税所得割の合算額**に応じた額となります。

保育料の算定に使用する市民税所得割額は、調整控除後、税額控除（寄附金控除・住宅借入金等特別税額控除・配当・株式譲渡割額控除、外国税額控除など）前の税額となります。

１・２号認定ともに３歳児から５歳児の保育料は無償です。ただし、保育料の他に、給食費（主食費及び副食費）、延長保育料、実費、上乗せ徴収金などが必要な場合があります。

（1）　２・３号認定の保育料

【月額保育料表】※（　）内は第２子の金額。第３子以降は無料です。　単位：円

階層区分	保育標準時間（最大１１時間）		保育短時間（最大８時間）	
	0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児
A　生活保護世帯	0	0	0	0
B　市民税非課税世帯	0	0	0	0
C　所得割額 48,600 円未満	14,700 （7,300）	0	14,400 （7,200）	0
D１　所得割額 69,500 円未満	17,600 （8,800）	0	17,300 （8,600）	0
D２　所得割額 81,600 円未満	21,700 （10,800）	0	21,300 （10,600）	0
D３　所得割額 97,000 円未満	29,000 （14,500）	0	28,500 （14,200）	0
D４　所得割額 135,500 円未満	36,200 （18,100）	0	35,500 （17,700）	0
D５　所得割額 169,000 円未満	44,500 （22,200）	0	43,700 （21,800）	0
D６　所得割額 231,900 円未満	55,300 （27,600）	0	54,400 （27,200）	0
D７　所得割額 301,000 円未満	61,000 （30,500）	0	59,900 （29,900）	0
D８　所得割額 368,000 円未満	73,100 （36,500）	0	71,800 （35,900）	0
D９　所得割額 397,000 円未満	80,000 （40,000）	0	78,600 （39,300）	0
D１０　所得割額 397,000 円以上	90,000 （45,000）	0	88,400 （44,200）	0

※年度途中で、２歳から３歳になり、支給認定が３号認定から２号認定に切り替わった場合でも保育料は、年度が終わるまでは２歳児の保育料のままです。

【第２子以降のカウントの仕方（２・３号認定の場合）】

保育所や幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所、児童発達支援などを利用している児童は、次の多子減額があります。小学校就学前の範囲内の保育所等に通っているお子さんの中で、最年長の子どもを第１子、その下の子を第２子として、基本の保育料を第１子は全額、第２子は半額、第３子以降は無料とします。（B階層は第２子から無料）
施設によっては多子減額を受けるために在園証明書の提出が必要です。

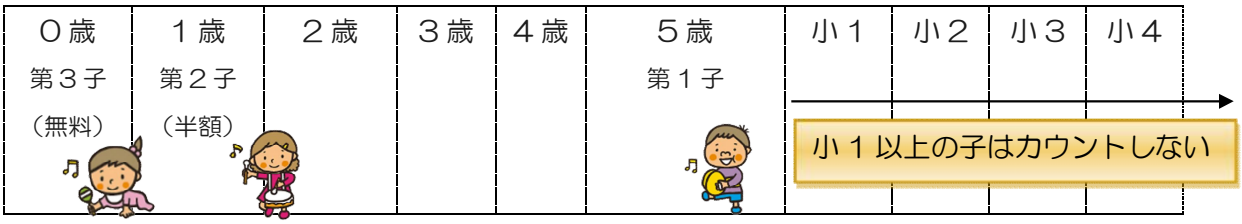

【一定所得以下の世帯に対する保育料軽減拡充】

市民税所得割額が５７,７００円未満の世帯の場合、カウントするお子さんの年齢などの制限はなくなり、基本の保育料を第１子は全額、第２子は半額、第３子以降は無料とします。

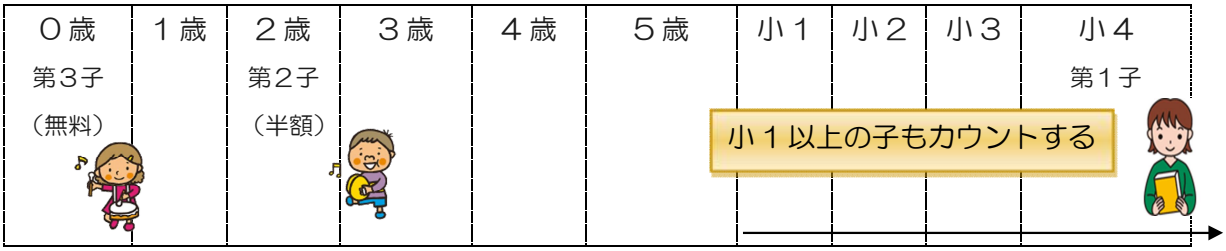

さらに、市民税所得割額が７７,１００円以下で、かつ、ひとり親世帯等の場合、基本の保育料は、第１子は減額（一律で、３歳未満児は月額6,７００円）とし、第２子以降は無料になります。

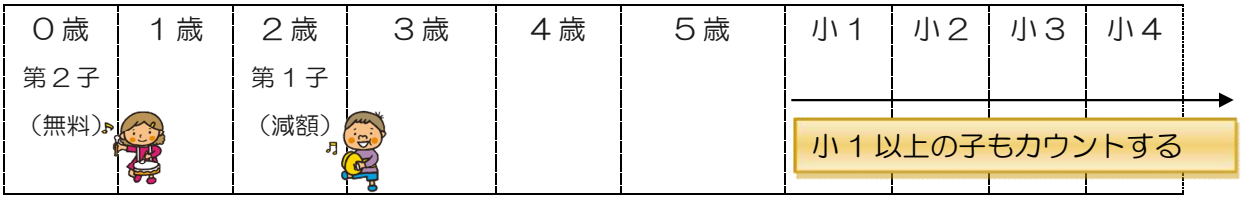

■　ひとり親世帯等に該当する世帯とは、下記のいずれかに該当する世帯をいいます。

・ひとり親世帯（母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第１項及び第２項に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯）

具体的には、次のいずれかに該当する世帯をいいます。

- **児童扶養手当の受給対象となる世帯**
- **子どもの父、母の死亡について支給される公的年金を受給している世帯**
- **離婚は成立していないが、離婚調停中又は裁判中である世帯**

・在宅障がい者世帯

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所有者がいる世帯
特別児童扶養手当又は障害基礎年金等の受給者がいる世帯

・生活保護法に定める要保護者等がいる世帯

■　延長保育スポット利用（日額利用）料金、給食費、その他の実費負担は、多子減額の対象となりません。

（2）　保育料に関する説明

【保育料の決定、切り替え時期】

保育料は、基本的には父母の市民税所得割額の合計により決定します。

また、４月から８月分までは前年度分、９月から３月分までは当年度分の市民税額により保育料を決定します。

ただし、保育料決定後、税額の更正などが生じた場合は、保育料の変更を行います。

【令和9年度の場合】

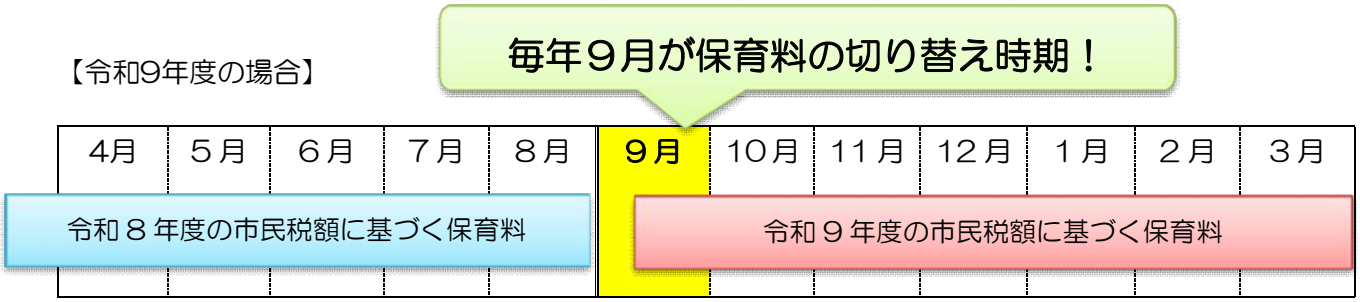

【保育料の支払先】

保育料の支払先は、利用する施設で異なります。

①　私立認定こども園・小規模保育事業所を利用する場合	施設・事業者へ支払います。納期限・支払方法は各施設にご確認ください。
②　私立保育所・市立保育所・市立認定こども園を利用する場合	・市へ支払います。 ・口座振替と納付書払いがあります。（納入期限を過ぎると、延滞金が発生する場合がありますので、可能な限り口座振替を利用してください） ・口座振替の場合、振替日は**毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）**です。 ・納付書払いの場合は、納期限までに金融機関やコンビニなどで支払ってください。 ・保育料を滞納されると、保護者同意のうえで児童手当から充当させていただきますので、ご了承ください。

【祖父母等と同居している世帯の保育料の取り扱い】

保育料は、基本的には父母の市民税額をもとに決定しますが、保育施設に入所している児童が父母のほか、祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合には、祖父母等の市民税額を保育料の算定対象として決定します。

祖父母等と同居の場合でも、父母の収入の合算額（※）が103万円以上である場合、父母のみの収入で生計を維持していると判断し、父母の市民税額のみを保育料の算定対象とします。

※ 収入には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等課税対象外収入も含みます。

【保育料の算定対象者を変更することができます】

祖父母等の市民税所得割額を保育料の算定対象として決定した後、父母の収入の合算額が、今後年収103万円とした場合の月額相当額等を超えることが見込まれる場合は、保育料の算定対象者を祖父母等から父母のみに変更することができます。

この場合、直近３か月分の収入を証明できる書類（給与明細等）をご提出いただき確認のうえ、**申し出のあった翌月から父母のみの所得で保育料を再認定いたします。**

※ 内容により提出する書類が異なりますので、あらかじめお問い合わせください。

【保育料に関する注意事項】

◎ 保育料を決定するために必要な税情報が確認できない場合や、家計の主宰者が認定できていない場合は、暫定的に最大の保育料で仮算定します。該当する場合は至急、関係書類を入園所相談課に提出するなど、必要な手続きをお願いします。**なお、正式な保育料が決まれば、差額をお返しします。（ただし年度内に限る）**

◎ 保育料は、原則月額です。

◎ 父母などのいずれかが単身赴任で同居していない場合でも、保育料の算定にあたっては、市民税所得割額の合算対象となります。

◎ 家庭の都合で１日も登園しなかった場合でも、その月の保育料はお支払いいただきます。

◎ 結婚や離婚、生活保護の開始や廃止などが生じたときは、保育料が変更となる場合があります。必ず入園所相談課まで連絡してください。

◎ 市民税額に変更が生じた場合は、速やかに入園所相談課に変更後の書類を提出してください。

◎ 指定都市（大阪市・神戸市などの大都市）の市民税所得割額は、税率を６％（本来は８％）として計算した所得割額をもとに保育料を算定します。

【延長保育料】（令和８年度時点）

２・３号認定（保育標準時間・保育短時間）の認定における基本保育時間を超えて、延長保育を利用した場合、延長保育料がかかります。

延長保育料（市立保育所・市立認定こども園）

	保育所	こども園	利用時間	延長保育料（月額）	延長保育料（日額）
１	○	○	１９時まで	３，８００円	５００円
２	×	○	１９時３０分まで	５，８００円	７５０円
３	×	○	２０時まで	８，１００円	１，０００円
４	○	○	7時～８時３０分まで（保育短時間認定児童）		２００円(※)

※ 市立保育所では、4の金額は500円となります。

- ４を利用する同日に１～３の時間帯のいずれかを利用する場合、４の料金は不要です。
- 保育短時間認定児童については、月額設定はありません。
- 民間保育施設の延長保育料は各施設が設定しています。
- 延長保育料（月極）についても、多子軽減制度を設けています。公立保育所の場合、通常月額 3,800 円ですが、第２子は半額（1,900 円）、第３子以降は無料となります。ひとり親

世帯等に該当する場合で、保育料が減額（無料）となっている場合も、延長保育料（月極）は半額（無料）となります。民間保育施設でも同様の減免を実施しています。

- １号認定の認定こども園については、各施設で在園児を対象に預かり保育を行っており、利用できる場合があります。預かり保育の有無・料金等については各施設にお問合せください。
- 市立幼稚園でも預かり保育を実施しています。（預かり時間は午後4時まで。休日、長期休業時は実施していません）
- 延長保育は、仕事等のため通常の保育時間を超える保育を必要とする場合のみ利用可能です。

【その他必要経費等】（詳細については各施設にお問合せください）

- 給食費（１号・２号認定は必要です。３号認定は保育料の中に含まれています。）
  市立認定こども園１号は日額 220 円（主食費 40 円、副食費 180 円）、
  市立保育所・市立認定こども園２号は月額 5,500 円（主食費 1,000 円、副食費 4,500 円）、
  民間施設は各施設で設定しています。

副食費免除

以下に該当する子どもは副食費が免除となります。

●認定こども園１号
- 市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯の子ども
- 所得にかかわらず第３子以降の子ども（小学３年生までの子どもでカウント）

●保育所２号、認定こども園２号
- 市民税所得割額が 57,700 円未満（ひとり親世帯等の場合は 77,101 円未満）の世帯の子ども
- 所得にかかわらず第３子以降の子ども（小学校就学前までの子どもでカウント）

※副食費免除の判定に使用する市民税所得割額は、調整控除後、税額控除（寄附金控除・住宅借入金等特別税額控除・配当・株式譲渡割額控除、外国税額控除など）前の税額となります。（保育料の算定と同じです）

- その他の実費負担（通園バス代、教材費、絵本代、アルバム代、制服等の費用負担）
- 保育施設を利用の場合、替えのオムツや昼寝用の布団等を保護者にご用意いただきます。
（また、施設によってはレンタル等を行っている場合があります）

8．幼児教育・保育の無償化（下記内容は令和８年 10 月～）

（１）対象者・無償化の範囲について

【幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所を利用する子どもたち】

- ３～５歳児までの全ての子どもたちと、０～2 歳児までの市民税非課税世帯の子どもたちが対象です。
- 保育料が全額無償となります。（新制度未移行幼稚園は月額上限２８,０００円、保育所・認定こども園（２号・３号）の延長保育料は無償化の対象外）ただし、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

【幼稚園、認定こども園（１号）の預かり保育を利用する子どもたち】

家庭で必要な保育を行うことが困難な方は、「保育の必要性の認定（新２号・新３号）」を受けた場合、保育料に加え、預かり保育の利用料も月額上限１２,３００円（日額上限４９０円×利用日数で算出）まで無償となります。

また、幼稚園、認定こども園での預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の時間を含めた開園時間が８時間未満又は年間開所日数が２００日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用分も月額上限１２,３００円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額まで無償となります。

【認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する子どもたち】

- やむを得ず認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象
- 「保育の必要性の認定（新２号・新３号）」を受ける必要があります。
- ３～５歳児は月額４０,３００円まで、市民税非課税世帯の０～２歳児は月額４５,７００円までの利用料が無償となります。

【企業主導型保育施設を利用する子どもたち】

国が定める上限額まで無償となります。詳しくは施設にお問い合わせください。

（２）無償化に必要な手続き

認可保育所・こども園・小規模保育事業所の在園児は、保育料の無償化に係る手続きは不要です。ただし、次の方は手続きが必要になります。

【公立幼稚園・認定こども園（１号認定）の在園児】

保育料に加え、預かり保育の無償化を受けるときは、園で「保育の必要性の認定（新２号）」の給付認定手続きが必要です。

【私立幼稚園（新制度未移行）の在園児】

保育料の無償化を受けるには、園で新１号の給付認定手続きが必要です。また、保育料に加え、預かり保育の無償化を受けるときは、園で「保育の必要性の認定（新２号・新３号）」の給付認定手続きが必要です。

【認可外保育施設の在園児】

保育料の無償化を受けるには、施設で「保育の必要性の認定（新２号・新３号）」の給付認定手続きが必要です。

【企業主導型保育施設】

施設に直接お問い合わせください。

☆無償化に係る給付認定の区分

認定区分	対象者	主な利用先
新１号認定	３歳以上のお子さんで、ご家庭で必要な保育ができる方 （例）３歳以上で、両親のどちらかが専業主婦（夫）の場合など、ご家庭でお子さんの保育をすることができる場合	**私立幼稚園**
新２号認定	満３歳に達する日以後最初の３月 31 日を経過したお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、**家庭において必要な保育を受けることが難しい方** （例）両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	**公立・私立幼稚園** **公立・私立認定こども園** **預かり保育事業** **認可外保育施設** **一時預かり事業** **病児保育事業** **ファミサポ事業**
新３号認定	０～２歳のお子さんと、満３歳に達する日以後最初の３月 31 日までのお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、**家庭において必要な保育を受けることが難しい方のうち、市民税非課税世帯（※）の方** （例）両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	

※祖父母等と同居し、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合には、父母及び祖父母等の全員が非課税である必要があります。父母の収入によって生計が成り立っていることの確認については、Ｐ24【祖父母と同居している世帯の保育料の取り扱い】及びＰ25【保育料の算定対象者を変更することができます】の考え方に準じますが、該当する場合は事前にご相談ください。

☆無償化に係る保育の必要性の認定（新２号・新３号）

無償化に係る保育の必要性の認定要件は、認可保育施設を利用するときに必要となる認定要件（Ｐ９）と同じです。そのため、新２号・新３号認定手続きに必要となる保育の必要性を証明する書類についてもＰ13～14と同じ書類が必要となります。

９．各施設の概要

保育所

保護者が働いている、病気の状態にあるなどの理由で、家庭において保育ができない保護者に代わって保育する施設です。

子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。

幼稚園が平日の昼過ぎ頃までの教育時間であるのに対し、１日最大 11 時間（朝から夕方）の保育時間で、基本的には日・祝日・年末年始を除く毎日開園しています。

認定こども園

教育･保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

１号、２号認定の場合、保護者の就労状況等が変更になる場合でも、支給認定の変更手続きを行うことで原則退所せずに同じ園に通い続けることができます。

１号認定を受けた子どもは昼過ぎ頃までの時間、２・３号認定を受けた子どもは１日最大 11 時間（朝から夕方）施設の利用ができます。

なお、１号認定と２号認定の子どもは同じクラスで保育を受けることが一般的です。（１号認定と２号認定では教育・保育時間が異なります）

小規模保育事業所

０歳児から２歳児の子どもを保育する施設です。定員が６人以上 19 人以下と、保育所より少人数の単位で保育を行うことが特徴です。３歳児になってからは、別の保育施設に入所するか、事業所ごとに決まっている連携施設へ入所することになります。

幼稚園

小学校以降の教育の基礎を培うものとして幼児期の教育を行う学校施設です。

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園によっては、午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施しています。

その他

認可外保育施設（企業主導型保育所など）などの保育施設があります。

保育料等については、各園で設定しています。

１０．認可保育施設の場所（詳細はＰ32 以降）

【南部】



●保育所　▲認定こども園　■小規模保育事業所

●1	川西みらいのもり保育園	▲13	川西こども園
▲2	パステルこども園　※	▲14	加茂こども園
▲3	川西北こども園	■15	アップル保育園久代
●4	アイグラン保育園キセラ川西	●16	川西南保育所
●5	川西中央保育所	■17	あおい宙くしろ
▲6	認定こども園かわにしひよし	▲18	あおい宙川西
●7	川西共同保育園栄町分園	■37	リトルワールド川西池田駅前保育園
●8	小戸保育所	■38	小花にこのいえ保育園
●9	川西共同保育園	■39	栄町にこのいえ保育園
●10	鶴之荘保育園	●40	トレジャーキッズかわにし保育園
■11	YMCA かわにし保育園	▲41	川西仏光こども園
■12	栄根おうち保育園	▲42	認定こども園鶴之荘幼稚園

※令和９年４月に保育所から認定こども園へ移行予定

【中部・北部】

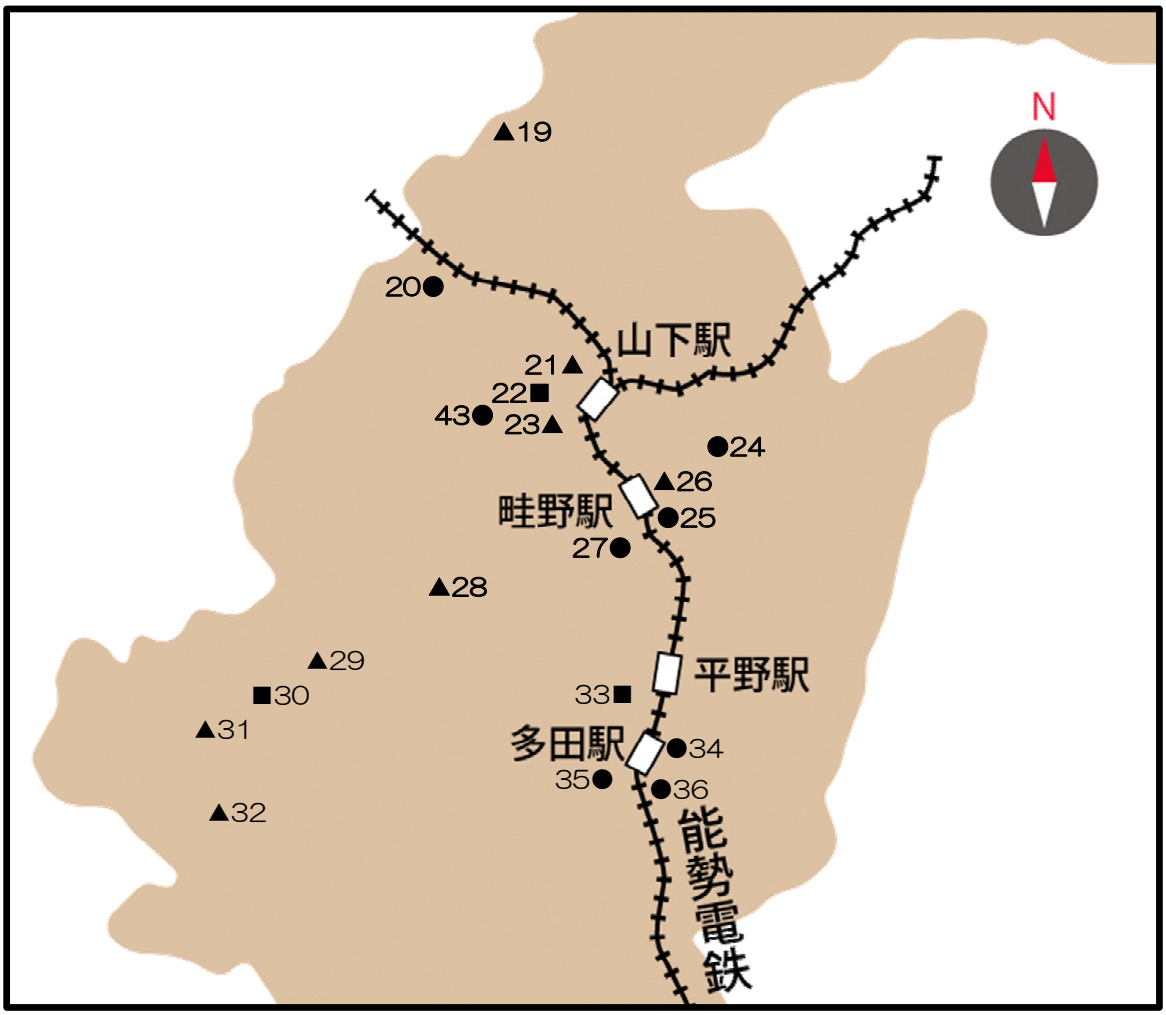

●保育所　▲認定こども園　■小規模保育事業所

▲19	美山こども園	▲28	向陽台あすのこども園
●20	山子屋保育園	▲29	めぐみ学園
▲21	山下教会めぐみ園	■30	清和台おうち保育園
■22	はっぴぃばーす	▲31	新清和台こども園
▲23	エンゼルキッズ山下	▲32	川西けやき坂保育園
●24	つくしんぼ保育所	■33	ウッディトーマス
●25	つくしんぼ保育所畦野駅前分園	●34	エンゼルキッズ多田
▲26	牧の台みどりこども園	●35	多田こどもの森保育園
●27	畦野こどもの里保育園	●36	多田保育所
		●43	（仮称）東谷こどもの空保育園

11．施設一覧（令和８年８月現在）　※認可保育施設は①～③です

◎運営欄…市=川西市、社福=社会福祉法人、ＮＰＯ=ＮＰＯ法人、学=学校法人、宗=宗教法人、株=株式会社、同＝合同会社

①認可保育所（園）

市外局番（072）

保育所名	運営	所在地	TEL 番号 FAX 番号	定員	開所時間	乳児保育	一時 預かり
川西南保育所 ※1	市	久代２丁目 12 番４号	759-6994 FAX 自動切替	８０	７時から １９時まで	－	－
小戸保育所	市	小戸３丁目８番６号	757-5865 FAX 自動切替	９０	７時から １９時まで	○ 57 日目～	－
多田保育所 ※1	市	東多田１丁目 16 番 20 号 **※2**	793-7127 FAX 自動切替	110	７時から １９時まで	－	－
川西中央保育所	市	火打１丁目３番５号	759-2123 FAX 自動切替	６０	７時から １９時まで	○ 57 日目～	－
川西みらいのもり保育園	社福	萩原台西１丁目 299 番地の３	740-5725 740-5726	120	７時から １９時まで	○ 57 日目～	○ 有料
つくしんぼ保育所	NPO	大和東３丁目１番地の４	794-0602 794-0760	５０	７時 30 分から 19 時まで	－	－
つくしんぼ保育所 畦野駅前分園		大和西１丁目 65 番地の３	794-1107 FAX 自動切替	１０ １歳児まで	７時 30 分から 18 時 30 分まで	○ 57 日目～	－
川西共同保育園	社福	小戸３丁目 12 番 10 号	757-9525 757-9526	８０	７時から ２０時まで	○ 57 日目～	○ 有料
川西共同保育園 栄町分園		栄町 13 番４号	758-3798 755-9299	２０ ２歳児まで	７時から １９時まで	○ 57 日目～	○ 有料
パステル保育園 ※3	社福	滝山町３番 11 号	757-1888 755-6328	120	７時から １９時まで	○ ６か月～	○ 有料
畦野こどもの里保育園	社福	東畦野１丁目 18 番 32 号	794-5359 794-5396	110	７時から ２０時まで	○ 57 日目～	○ 有料
多田こどもの森保育園	社福	新田１丁目５番 10 号	744-0758 744-0759	110	７時から ２０時まで	○ 57 日目～	○ 有料
山子屋保育園	NPO	一庫字区田３番地の１	795-0373 795-0376	３０	７時から １９時まで	○ 57 日目～	－
鶴之荘保育園	学	小戸１丁目６番 13 号	758-2020 758-2010	４０	７時から １９時まで	○ ６か月～	－
アイグラン保育園 キセラ川西	株	火打１丁目 22 番 22 号	759-3105 744-1245	７０	７時から １９時まで	○ ６か月～	－
エンゼルキッズ多田 ※4	学	東多田３丁目4-6	790-1000 790-1010	４０ ２歳児まで	７時から １９時まで	○ 57 日目～	○ 有料
トレジャーキッズ かわにし保育園	株	丸の内町１４番２１号	744-5488 FAX 自動切替	６０	７時から 19 時まで (土曜は 18 時まで)	○ 57 日目～	○ 有料
(仮称)東谷こどもの空 保育園 ※5	社福	見野２丁目地内	744-0758 744-0759 (多田こどもの森 保育園内)	４０	７時から 19 時 30 分まで	○ 57 日目～	○ 有料

※１　川西南保育所については久代幼稚園との一体化、多田保育所については多田幼稚園との一体化により、令和10年度に幼保連携型認定こども園の開設をめざしております。整備予定地や、整備運営主体などについては、P20および市ホームページ（ページ番号1022551）をご確認ください。

※２　多田保育所は令和８年９月２４日から仮設園舎での保育となります。
　　仮設園舎の所在地：川西市多田桜木1丁目7番11号
※３　パステル保育園は令和９年４月に保育所から認定こども園に移行する予定です。（P33）
※４　エンゼルキッズ多田は3歳児クラスから、新清和台こども園に１号で進級することができます。
※５　(仮称)東谷こどもの空保育園は令和９年４月開所予定の認可保育所です。

②認定こども園　　市外局番（072）

認定こども園名	運営	所在地	TEL 番号 FAX 番号	定員		開所時間	乳児保育	一時預かり
				1号	2･3号			
牧の台みどりこども園	市	大和東１丁目４７番地の５	794-3496 744-0270	70	60	７時から ２０時まで	○ 57 日目～	○ 有料
加茂こども園	市	加茂３丁目１３番２２号	759-7205 768-9756	155	75	７時から ２０時まで	○ 57 日目～	△ 未定
川西こども園	市	栄根１丁目１番１号	759-1001 767-1034	55	75	７時から ２０時まで	○ 57 日目～	―
川西北こども園	市	丸の内町７番１号	759-8342 757-1802	100	80	７時から ２０時まで	○ 57 日目～	―
新清和台こども園	学	清和台西４丁目２番地 97 （0～２歳児クラス） 清和台西４丁目３番地の 165 （３～5 歳児クラス）	799-7000 799-5800 (～2 歳児クラス) 799-4000 799-2310 (3歳児クラス～)	195	150	７時から １９時まで	○ 57 日目～	○ 有料
エンゼルキッズ山下 **(新清和台こども園分園)**		見野２丁目 24 番 11-301 号	795-2800 795-3939	2 歳児まで	20	７時から １９時まで	○ 57 日目～	○ 有料
美山こども園	学	美山台３丁目５番地の２	794-5355 794-4117	135	110	７時から １９時まで	○ ６か月～	－
めぐみ学園	学	清和台東４丁目３番地の５	799-0317 799-1213	250	60	７時から １９時まで	○ 10 か月～	－
川西けやき坂保育園	社福	けやき坂１丁目 21 番地の６	799-6117 799-6127	13	80	７時から １９時まで	○ 57 日目～	○ 有料
認定こども園 **あおい宙川西**	社福	久代６丁目１番 91 号	767-1510 758-8885	15	118	７時から ２０時まで	○ 57 日目～	○ 有料
山下教会めぐみ園	宗	見野２丁目 35 番３号	794-0180 FAX 自動切替	66	39	７時から １９時まで	○ ６か月～	－
向陽台あすのこども園	社福	向陽台３丁目１１番地の６４	744-0425 744-0426	27	90	７時から １９時まで	○ ６か月～	○ 有料
認定こども園 **かわにしひよし**	学	中央町１５番１１号	759-0124 759-0134	10	140	７時から １９時まで	○ 57 日目～	○ 有料
川西仏光こども園	社福	久代１丁目１１番１８号	768-7585 768-7586	9	84	７時から １９時まで	○ 57 日目～	○ 有料
認定こども園 **鶴之荘幼稚園**	学	小戸１丁目 15 番 13 号	759-9159 FAX 自動切替	105 3歳児から	45	7時45分から 18時45分まで	－	－
パステルこども園 ※	社福	滝山町３番 11 号	757-1888 755-6328	6	120	７時から １９時まで	○ ６か月～	○ 有料

※パステル保育園は令和９年４月に保育所から認定こども園に移行する予定です。

③小規模保育事業所

市外局番（072）

小規模保育事業所名	運営	所在地	TEL 番号 FAX 番号	定員	開所時間	乳児保育	一時 預かり
清和台おうち保育園	社福	清和台東３丁目１番地の８	799-9266 FAX 自動切替	１９人 ２歳児まで	７時から 19 時まで (土曜は 18 時まで)	○ ６か月～	－
はっぴいばーす	株	見野２丁目35番８号 エスポワール山下1F	744-3725 744-3724	１９人 ２歳児まで	７時から ２０時まで	○ ６か月～	○ 有料
栄根おうち保育園	社福	栄根２丁目６番26号	755-8056 FAX 自動切替	１９人 ２歳児まで	７時から 19 時まで (土曜は 18 時まで)	○ ６か月～	－
キッズスクェア ウッディトーマス	同	平野2丁目11番12号 2F	793-8838 FAX なし	１９人 ２歳児まで	７時から 19 時まで (土曜は 18 時まで)	○ ６か月～	―
あおい宙くしろ	社福	久代４丁目５番28号	755-0234 FAX なし	１９人 ２歳児まで	７時から 20 時まで	○ ６か月～	－
YMCAかわにし保育園	学	小花１丁目４番11-101 号	758-4678 758-4792	１９人 ２歳児まで	７時から 19 時まで (土曜は 18 時まで)	○ ６か月～	－
アップル保育園久代	株	久代２丁目５番37号	759-1101 759-1102	１９人 ２歳児まで	７時から 20 時まで	○ ６か月～	－
リトルワールド 川西池田駅前保育園	株	栄根２丁目７番32-1-103	767-9600 767-9601	１９人 ２歳児まで	７時から 19 時まで	○ 57 日目～	－
小花にこのいえ 保育園	株	小花２丁目 22 番１	759-5650 FAX なし	１２人 ２歳児まで	7時から 19 時まで (土曜日)7時 30 分から 18 時 30 分まで	○ 57 日目～	○ 有料
栄町にこのいえ 保育園	株	栄町 11 番３号-２	755-5185 FAX 自動切替	１９人 ２歳児まで	7時から 19 時まで (土曜日)7時 30 分から 18 時 30 分まで	○ 57 日目～	○ 有料

④市立幼稚園（4歳児からの2年保育）

市外局番（072）

幼稚園名	運営	所在地	TEL 番号 FAX 番号
久代幼稚園	市	久代２丁目 12 番１号	759-7698 FAX 自動切替
多田幼稚園	市	多田院１丁目４番３号	793-2030 FAX 自動切替

（園の指定した日のみ、在園児を対象とした午後4時までの一時預かり保育を実施。休日、長期休業中除く）

⑤私立幼稚園（新制度に移行していない幼稚園。全園で3歳児保育を実施）

市外局番（072）

幼稚園名	運営	所在地	TEL 番号 FAX 番号
親和幼稚園	学	霞ヶ丘１丁目３番 10 号	759-7008 FAX 自動切替
藤ヶ丘幼稚園	学	湯山台１丁目 38 番地の４	793-6264 793-2081
緑台幼稚園	学	緑台４丁目１番地の 27	793-0970 FAX 自動切替
平野幼稚園	学	水明台４丁目４番地の５	793-5381 FAX 自動切替

⑥認可外保育施設

利用等については、各施設に直接お問い合わせください。入所について市役所への手続きは原則不要です。（企業主導型保育所では、保育の必要性の認定（２・３号）が必要になる場合があります）

保育料等については、各園で設定しています。（幼児教育・保育無償化により、保育が必要な世帯については、無償化の対象となります。詳しくはＰ27～をご覧ください）

・企業主導型保育事業所

企業が設置する保育所です。従業員以外の方も利用できます。

利用にあたって、保育の必要性の認定（２・３号）が必要になる場合があります。　市外局番（072）

事業所名	設置者	所在地	TEL 番号 FAX 番号	開所時間	預かり 年齢	一時 預かり
川西フレッサ保育園	株式会社 ナルセ	火打１丁目 10 番 13 号	756-2023 756-2024	（平日）7 時 30 分 ～18 時 30 分まで （土曜）8 時 ～17 時 30 分まで	６か月 ～ 就学前	○ 有料
保育所かたつむりランド 川西能勢口駅前園	有限会社 兵庫トラベル	中央町５番３号	755-6151 FAX 自動切替	７時 30 分から 19 時 30 分まで	６か月 ～ 就学前	○ 有料
宝塚医療大学附属保育園	学校法人 平成医療学園	栄町 25 番１号 アステ川西３階	757-1616 757-1615	７時 30 分から 19 時まで	６か月 ～ 就学前	○ 有料
アマナ保育園	マノカルダ 株式会社	萩原台西3丁目1番2号 萩原壱番館1階	744-0458 FAX なし	７時から 19 時まで	6か月 ～ 2歳児	○ 有料
ハートフルキッズかわにし	株式会社 はーとふる	中央町３番６号　１階	755-1155 755-1154	７時 30 分から 19 時まで	６か月 ～ ２歳児	○ 有料
ちびっこ保育園キセラ	社会福祉法人 寿楽福祉会	火打１丁目１-21	756-2102 FAX 自動切替	７時から 20 時まで	４か月 ～ 就学前	○ 有料
えんじぇるういっしゅ保育園	株式会社 ベアーレ	火打 1-12-47　ONLY ONE キセラ川西壱番館	756-6888 756-6889	７時 30 分から 20 時まで	6か月 ～ ２歳児	○ 有料
ｴｲﾁﾂｰｵｰ H2Oほいくえん川西	ｴｲﾁ･ﾂｰ･ｵｰ ﾘﾃｲﾘﾝｸﾞ 株式会社	火打１丁目 16 番６号	744-0688 FAX 自動切替	７時 30 分から 19 時 30 分まで	6か月 ～ ２歳児	－
YPC保育園川西小戸 （令和 8 年 10 月～ 運営再開）	ﾛｰﾀｽﾌﾗﾜｰ 株式会社	小戸 2-10-15-2	707-2880 FAX 自動切替	８時から 19時まで	３か月 ～ 2歳児	○ 有料
あいぐらん保育園川西美園町	株式会社 アイグラン	美園町 16 番 13 号 モン・ラヴィエール 101	759-1770 764-5322	７時から 20 時まで	２か月 ～ ２歳児	－
エンゼルキッズ清和台	学校法人 新清和台学園	清和台西４丁目２番地の 97	799-7000 799-5800	７時から 18 時まで	57 日目 ～ ２歳児	○ 有料

・その他の認可外保育施設　　市外局番（072）

事業所名	所在地	TEL 番号 FAX 番号	開所時間	預かり年齢	一時 預かり
K・I キッズ保育園	鼓が滝１丁目４番 18 号	792-9788 792-9788	７時から 19 時 30 分まで	３か月～ 就学前	－
ウッディトーマス おひさま組	平野２丁目 11 番 12 号　3F	793-8838 767-1838	７時 30 分から 18 時 30 分まで	６か月～ 就学前	○ 有料
きららの森のいえ	黒川谷垣内 141-1	090-7763-2885	９時から 16 時まで	３歳児～ 就学前	－

１２．よくある質問　Ｑ＆Ａ

1. 支給認定制度……Q1～Q14
（認定を受けられる場合・認定の変更　など）

2. 入所申込や保育施設の利用 ……Q15～Q50
（育児休業から復職予定・転入予定・里帰り出産・きょうだい同時申請　など）

3. 保育料……Q51～Q60
（保育料の決定方法・軽減・口座振替　など）

4. その他……Q61～Q65
（婚姻/離婚した場合・川西市外の施設を希望する場合・施設見学　など）

1. 支給認定制度

Ｑ１：認定こども園の利用を希望しますが、１号認定と２号認定の違いがわかりません。それぞれどのような違いがありますか？

Ａ１：１号認定（利用日・時間：平日　１日約４時間）
２号認定（利用日・時間：平日・土曜日　１日最大１１時間（標準））
また、２号認定の場合、夏休み等の長期休園期間も預けることができます。

Q2：支給認定が受けられない場合はありますか？

Ａ２：２号・３号認定については、保育を必要とする事由、就労時間等により、支給認定が受けられない場合があります。３歳以上のお子さんで２号認定を受けないお子さんは、１号認定や新１号認定などを受けることができます。３歳未満のお子さんは、保育を必要とする事由に該当した場合のみ３号認定を受けることができます。（要件に該当された方は新３号認定を受けることもできます。詳しくはＰ27の「8. 幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください）

Q3：幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

Ａ３：新制度に移行した幼稚園を利用する場合は、「１号認定」（教育時間認定）を受けていただく必要があります。新規の場合は入所申込に合わせて認定を申請してください。なお、新制度に移行していない私立幼稚園を利用する場合は新１号認定などを受ける必要があります。いずれの施設も利用しない場合（在家庭など）は、認定を受ける必要がありませんが、一時保育などを利用される場合は必要に応じて新２号などの認定を申請していただくことが可能

です。（新１号・新２号の認定についての詳細はＰ27の「8. 幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください）

Ｑ４：両親が働いているので２号認定の申請ができますが、幼稚園の入園を希望するので１号認定を申請してもいいですか？

Ａ４：２号認定を受けられる方でも１号認定を申請することはできます。ただし、１号認定の場合、教育標準時間（１日４時間を標準として施設が設定する時間）の保育となりますので、それを超える利用は、各園での預かり保育を利用していただくことになります。

Ｑ５：２号・３号の申請において、保育標準時間の認定を受けられる場合でも、保育短時間の認定を受けることはできますか？

Ａ５：保護者の希望により保育標準時間の認定を受けられる子どもが、保育短時間認定を受けることは可能です。（逆は不可）短時間認定を受けた場合、預ける時間が８時間の保育時間を超えた際には、利用者負担とは別に料金（延長保育料）が発生しますのでご留意ください。

Q6：保育の標準時間認定（最大11時間）とは、1日の中で最大11時間、自由な時間に子どもを預けることができるということでしょうか？

Ａ６：保育標準時間の11時間とは、各施設が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。従って、最大11時間まで自由な時間帯に子どもを預けることができるということではありません。（例：７時00分～18時00分までの11時間を設定している施設で、子どもを８時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは、18時00分までとなります）

Ｑ７：２号・３号認定を受けて、保育施設を利用していますが、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はどうなりますか？

Ａ７：保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、保育認定の有効期間をその時点までとするため、速やかに入園所相談課まで届け出てください。保育施設は、その月の月末で退所となります。２号認定で認定こども園を利用中の場合は、１号認定に変更し、施設を継続利用できる場合もあります。また、２号・３号認定で利用している方は、保育の必要性の認定事由に該当していることの確認のため、１年に１回、就労証明書等の書類の提出をお願いしています。（10月～11月頃に施設を通じてご案内する予定です）

Ｑ８：求職活動中であることを理由として、保育の必要性を認定する場合、その有効期間はどのようになりますか？

Ａ８：保育の必要性の認定期間については、雇用保険の失業給付日数の支給日数が90日となっていることを踏まえ、90日を基本的な期間として設定されています。また、90日の期間の内に就労が決まった場合は、支給認定期間と保育施設の利用期間を変更することができます。なお、90日の期間内に就労が決まらず、他の認定要件にも該当しない場合は、退所となります。なお、求職活動認定は就労の意思がある場合のみ、受けることができます。

Q９：妊娠・出産を理由に保育認定をする場合、産前・産後の期間について、いつから利用申請することができ、どのくらいの期間保育の利用等をすることができますか？

Ａ９：保育の必要性の認定期間は、出産８週間前の日の月初から、出産後８週間を経過する月の末日までです。ただし、妊娠初期のケースであっても、母親の心身の状況を踏まえ、保育の必要性があると判断されれば、支給認定をすることができます。その際は診断書の提出が必要となります。なお、**入所時の支給認定が妊娠・出産の場合**、保育の実施期間は出産後８週間を経過する月の末日までで、継続して入所を希望される場合は、就労等の保育の必要の認定を受ける必要があります。

Q10：保護者の双方が月に120時間以上仕事していないと、短時間認定になるのですか？

Ａ10：原則、短時間認定です。ただし、月の就労時間が120時間に満たない場合でも、１日の就労時間（通勤時間を含む）をみたときに、短時間利用の時間帯では送迎が難しい場合は、標準時間認定とすることがあります。

Q11：支給認定の変更手続きはどのようにすればいいですか？

Ａ11：支給認定の変更を行う場合は、支給認定等変更申請書および保育の必要性を証明する書類を入園所相談課または各施設に提出する必要があります。申請は変更希望月の前月15日（市立認定こども園の１号から２号への変更は10日）までに行ってください。内容を確認し、変更が認められれば翌月から適用されます。（日を遡っての認定は原則できません）

Q12：認定こども園に入園した場合、1号から2号認定に変更することは可能ですか？

Ａ12：私立の認定こども園の場合、保育の必要性があり、施設での受け入れが可能であれば変更できます。公立認定こども園の１号から２号への変更は新規入所扱いとして選考のうえ、変更の可否を決定します。私立・公立ともにＰ７に記載の期日までに申請する必要があります。育児休業取得中の方が１号で入園し、復職時に２号へ変更希望される場合でも、施設の受入状況によっては、変更ができない場合がありますのでご注意ください。

Q13：第１子の在園中に、第２子以降の妊娠が判明し、その後育児休業を取得する場合の継続入所はできますか？

Ａ13：原則休業中は自宅での保育が可能なので、保育所の利用はできません。ただし、就労等ですでに保育所を利用中の間に第２子を出産したときは、引き続き第１子を継続して入所させる必要がある場合のみ育児休業での継続入所が可能です。継続入所の期間は、**第２子が１歳に到達する年度末まで**となり、それ以降は育児休業から復職する必要があります。

Q14：現在派遣社員として働いています。入所次第派遣先を紹介してもらう予定ですが、就労認定になるのでしょうか？

Ａ14：求職活動認定となります。ただし、派遣先が既に決まっており復職期限内に復職することが確実な場合は就労認定となります。

2. 入所申込や保育施設の利用

Q15：就労の要件で内定（入所）しましたが、入所月の前月末までに仕事を辞めました。今後は求職活動をするつもりですが、内定取消（退所）になるのでしょうか？

Ａ15：提出されている就労証明書は無効となり、求職活動扱いで再度選考を行います。他に点数の高い児童がいた場合は、内定取消（退所）となります。次の職場が決まっている場合や転職先で既に働き始めている場合も、転職後の就労証明書が締切日までに提出されていなければ、求職活動扱いとなります。申請後、転職・退職・妊娠等状況に変化があった場合は速やかに入園所相談課まで申し出てください。

Q16：育児休業期間中ですが、復職を予定しています。保育所の申込みはできますか？

Ａ16：慣らし保育の利用等が必要と考えるため、復職予定の１～２か月前からの入所を申込みすることができます。添付書類として育児休業期間が記載された就労証明書が必要です。なお、育児休業期間満了前に保育所入所を希望する場合は、保育所入所月の翌月末までに復職する必要があります。復職後は復職日が記載された就労証明書を提出してください。入所月の翌月末までに復職しなかった場合、退職した場合は退所となります。認可外保育施設に入所して待機中に復職した場合は、復職日が記載された就労証明書と在園証明書を入園所相談課に提出してください。

Q17：現在、育児休業中です。第１子が入所内定し、第２子が不内定だった場合、復職できないのですが、第１子は入所できますか？

Ａ17：保育施設への入所は、入所月の翌月末までに復職することが前提です。この場合は、認可外保育施設などで第２子の保育を確保し、復職する必要があります。
復職できない場合は第１子も内定取消（退所）となりますのでご注意ください。

Q18：里帰り出産を予定しています。里帰り先で保育施設へ預けることを考えていますがどうしたらいいですか？また、現在保育施設に通っている場合はどうなりますか？

Ａ18：現在保育施設を利用しておらず、里帰り先の保育施設の利用申請をする場合は、川西市入園所相談課に申請書類を提出してください。川西市から希望施設の所在する市区町村へ利用調整を依頼します。保育料は川西市が決定します。保育料の支払先については、Q55をご確認ください。既に市内の保育施設を利用している場合、重複して利用申請することはできませんので、下記の①、②のいずれかの方法を検討してください。

① 現在利用している保育施設を退所し、新たに里帰り先の保育施設の利用申請を行う。
② 現在利用している保育施設の継続利用を希望する場合、里帰り先では保育施設の一時預かりを利用する。（一時預かりの利用料等は各施設にお問合せください）

※②の場合、保育施設の休所期間が長期にわたる場合、退所となる可能性があります。具体

的には休所期間が連続２か月（月初日から月末日まですべてを１か月とする）以上にならないようにお願いしています。なお、休所中の月も保育料はかかります。

（例）10月１日から休所する場合　→　11月30日までに通所再開が必要
　　10月５日から休所する場合　→　12月31日までに通所再開が必要

Q19：育児休業からの復職予定で申込みし、入所しましたが、復職せずに退職・転職した場合はどうなりますか？

A19：原則退所（内定取消）となります。申込時に提出された就労証明書をもとに選考をしているため、入所月の翌月末までに必ず復職していただく必要があります。
予め転職が決まっている場合は、転職先の就労証明書をご提出ください。（提出できない場合は、求職活動として選考します）

Q20：令和９年６月１日に育児休業から復職する予定ですが、令和９年４月入所申込はできますか？

A20：できません。育児休業からの復職期限は入所月の翌月末です。５月入所申込をしてください。

Q21：申込み時点では市外に住所があり、入所までに川西市に転入する予定ですが、利用申込はできますか？

A21：入所希望月の前月末までに転入することが確実な場合は、川西市で申込みをすることができます。申請書類に転入予定であることがわかる書類（P12・P15参照）を添えて川西市入園所相談課に提出してください。川西市に転入後、保育の必要性の認定を行います。転入された際は、川西市入園所相談課までご連絡をお願いします。なお、前月末までに転入できなかった場合は、内定取消となります。

Q22：申込み時点では市外に住所があり、保育所入所が決まったら川西市へ転入しようと考えています。保育所利用の申込みはできますか？

A22：川西市での申込みはできません。川西市で利用申込を受け付けるのは、①川西市在住の方、②入所希望月の前月末までに川西市へ転入することが確実な方です。質問のケースで川西市の保育所入所を希望される場合は、現在お住まいの市区町村で申込みをしていただくことになります。その場合、保育所の選考については、川西市民の方が優先になりますので、川西市外在住の方については優先度が下がります。
ただし、市外在住の方であっても、父または母のどちらかが川西市内の認可保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所）で保育士または保育教諭として勤務している（勤務内定を含む）場合は、川西市民の方と同じ条件で選考を行います。

Q23：現在川西市外の保育所に入所しています。川西市へ転入予定ですが、川西市内の保育施設に空きがない場合は、引き続き現在の保育所を利用しようと思います。川西市の保育施設を申込みしながら、現在の保育所を継続して利用できますか？

A23：可能です。ただし、転入前の市区町村にある保育所に継続入所できるかどうかは、その自

治体の判断によりますので、住民票を移しても継続利用できるかどうか、事前に確認をしておく必要があります。

Q24：現在川西市内の保育所に入所しています。川西市外へ転出する予定ですが、引き続き現在の保育所を利用することは可能でしょうか？

A24：可能です。ただし、期間は転出した年度末までとなります。なお、転出先の市区町村で認定申請及び入所申込の手続きが必要になります。手続きの方法など詳しくは転出先の市区町村にご確認ください。

Q25：子どもが生まれる前の入所申込はできないのでしょうか？

A25：原則、出生届出後の申込みとなります。ただし、４月入所（２月～３月入所希望を含む）に関しては、出生前であっても入所申込を受け付けます。受付に関する詳細はＰ６をご覧ください。

Q26：２号・３号の申請を希望していますが、就労証明書等の提出書類がそろわず、申込受付期間内に提出できそうにありません。どうしたらいいですか？

A26：受付期間中に書類がそろわない場合は、〆切時点で提出されているもののみで選考します。期間内に提出された方に比べて優先度が下がり、希望施設に入所できない場合がありますのでご注意ください。

Q27：勤務先で就労証明書をもらうのですが、入所希望月時点で就労状況が変わる予定です。この場合の証明内容は、申込時点での就労状況なのか、入所希望月時点での就労状況なのかどちらになるのでしょうか？

A27：就労証明書で証明いただく内容は、基本的に入所希望月時点での勤務の状況です。ただし、将来の就労状況の証明が難しい場合は、現在の勤務状況の証明でご提出ください。申込時点と入所時点で就労時間や就労日数が変わり、点数に変更が生じた場合、内定取消（退所）となる可能性がありますのでご注意ください。（職場都合により変更になった場合も同様）

Q28：自営業で申請をする場合、証明書類として何が必要でしょうか？

A28：自営業の場合は、就労証明書および事業内容がわかる書類（確定申告書など）のコピーを提出していただきます。

Q29：申込みに必要な書類は市役所の窓口に行かないともらえないのでしょうか？

A29：申請書類は川西市ホームページでダウンロード可能です。ダウンロードができない方は窓口でお渡しいたします。書類は窓口への持参、もしくは郵送で提出してください。郵送の場合、郵便事故には対応できませんので、**必ず特定記録など記録の残る方法で送付してください。**

Q30：いくつの施設を希望できますか？

A30：新規入所申込では、第10希望まで申込みできます。選考により、点数の高い児童から順番に、第10希望までの施設を対象に入所決定していきます。第２希望以下の施設に内定した

場合、上位の希望施設に空きがでても、繰り上げ内定にはなりません。また、希望順位が高いことで優先度が上がるわけではありません。

Q31：内定した施設が第１希望ではないのですが、内定を辞退することはできますか？

A31：可能です。ただし、内定を辞退した場合、空き枠に別の方を案内しますので、辞退の撤回はできません。また、辞退された月の入所保留通知書は出せず、入所選考での点数が減点されます。待機期間もリセットされますのでご注意ください。

Q32：きょうだい同時の利用申請ですが、同じ施設を利用できますか？

A32：調整の結果、空き状況等により別々の施設に内定することがあります。同じ施設のみを希望することもできますので、申込書記入時は裏面のチャートを参照し、お考えにあった選択肢を選ぶようにしてください。

Q33：きょうだいで同時の利用申請を行う場合、保育が必要なことを証明する書類はきょうだい全員分必要ですか？

A33：原本は１枚で結構です。コピーを各々の申請書に添付してください。

Q34：現在きょうだいが別々の保育施設に入所しています。できれば同じ施設に入所させたいのですが、転園申請はできるのでしょうか？

A34：転園の申請は随時受付しています。（転園希望月の前月10日〆切で、休日の場合は前倒し）きょうだいが別々の保育施設に入所している場合の、どちらか一方の施設への転園を希望される場合は、優先的に選考します。（ただし、２・３号での入所に限ります）選考を実施する順番（優先順位）についてはＰ18を参照してください。申請用紙は窓口でお渡しします。

Q35：待機期間が長い児童は優先されますか？

A35：待機期間が長いことに対する加点はありません。ただし、同点時の判断材料に「待機期間」の項目を設けていますので、同点時には待機期間が長い児童を優先しています。
（内定を辞退した場合は、それまでの待機期間がリセットされます）

Q36：現在、入所待機中です。新しく子どもを妊娠したときや退職したときなど、申込時と状況が変わる場合は何か手続きは必要ですか？

A36：申込時と状況が変わる場合は必ず、川西市入園所相談課へ申し出てください。
必要な手続きをご案内します。申し出や変更手続きがされていない場合、内定していても内定取消（退所）となることがありますのでご注意ください。

Q37：入所申請は毎月必要ですか？

A37：申請書の有効期限は年度末までのため、毎月の申請は不要です。ただし、翌年度以降も入所申請を継続して希望する場合は、改めて入所申請が必要です。
（申請期間については、毎年秋頃に広報やホームページに掲載します。）
年度途中で申込みが不要となれば、川西市入園所相談課へ申し出てください。
申請の取り下げに必要な手続きをご案内します。

Q38：入所保留通知書（不内定通知）は毎月郵送してもらえますか？

A38：申請開始月のみ通知を郵送します。
翌月以降の入所保留通知書が必要な場合は、必要な月の前月 18 日以降に、同封の案内に記載している二次元コードよりお手続きください。郵送させていただきます。

Q39：転園申請の場合、結果はどのように届くのでしょうか？

A39：年度途中の選考結果は、内定の場合のみ通知を郵送します。
（4 月の選考結果は保留の場合も通知いたします）

Q40：祖父母等と同居していますが、申込みはできますか？
また、祖父母等の保育の必要性を証明する書類は必要ですか？

A40：申込み可能です。祖父母等の保育の必要性を証明する書類は必要ありません。
ただし、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合には、祖父母等の市民税額を算定対象として、保育料を決定します。

Q41：空きがない施設は希望施設に記入してはいけないのでしょうか？

A41：空きの有無にかかわらず、希望する施設は全て、希望する順番にご記入ください。
施設の空き状況は転園や退所により変動することがあります。

Q42：現在認可外保育施設に入所しています。加点はありますか？

A42：認可保育施設に入所できず、認可外保育施設に入所している場合に限り、在園証明書の提出があれば加点いたします。（申請開始月は加点がありませんのでご注意ください）

Q43：川西市への転入予定で申請する場合、住民票の異動を入所希望月の前月末までに行えば、生活実態の異動は後になっても問題ありませんか？

A43：川西市への転入予定で申請する場合、入所希望月の前月末までに住民票と生活実態の両方を川西市に移していただく必要があります。入所時点でいずれかの異動がされていない場合は内定取消（退所）となります。転居ができない場合は、現在お住まいの市区町村からの申請をするようにしてください。（P20参照）

Q44：第２子を６月に出産予定で、第１子の入所を検討しています。第１子が就労を理由に入所した場合、第２子の出産後育児休業を取得しても、第２子が１歳になる年度末までは継続入所可能と聞きました。４月１日時点で働いている予定であれば、就労認定での申請ができますか？

A44：できません。妊娠中の場合、出産予定日の８週間前の日の属する月の初日から、出産後８週間を経過する日の属する月の末日までは妊娠・出産認定となり点数が変更になります。
入所内定後に入所月が妊娠・出産認定であると分かった場合は、内定取消となる可能性が

あります。第１子の育児休業中で、第２子の産前休暇前にいったん復職しようとしている場合や、第１子を自宅や職場で保育しながら就労している場合も同様です。

Q45：現在は週16時間に満たない勤務をしており、令和９年４月入所を検討しています。職場から「子どもの保育所への入所が決まったら就労時間を伸ばす」と言われているのですが、就労証明書の記載内容はどのようにすればいいでしょうか？

A45：就労証明書で証明いただく内容は、基本的に入所希望月時点での勤務の状況です。認可保育施設に入所できない場合でも、認可外保育施設等に入所するなどして就労時間を変更することが確実な場合は、変更後の内容での証明を依頼してください。就労時間の変更が確実でない場合は、現在の内容での証明を依頼してください。入所が内定した場合、入所の前月末までに変更後の就労証明書を入園所相談課まで提出いただければ、その就労証明書をもとに認定を変更いたします。

※申込時点と入所時点で就労時間や就労日数が変わり、点数に変更が生じた場合、内定取消（退所）となる可能性がありますのでご注意ください。
（職場都合により変更になった場合も同様）

Q46：選考の結果、利用希望施設に入所できない場合、利用希望施設に書いていない施設に入所内定することはありますか？

A46：ありません。ただし、４月２次選考不内定児童を対象とした４月入所最終調整を希望した方については、利用希望施設以外で空きがある施設への入所をご案内します。

Q47：現在育児休業を取得中です。「育児休業からの復職に関する同意・誓約書」で、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は必ず不内定になりますか？

A47：入所の優先度は下がりますが、必ず不内定となるわけではありません。利用希望施設に空きがある場合は内定する可能性があります。また、内定を辞退した場合、入所保留通知書は発行できません。

Q48：４月１次選考が終わった後に内定辞退や退所があった場合、その空き枠は１次選考不内定児童の繰上げに使用されますか？

A48：４月１次選考終了後に内定辞退や退所があった場合、その空き枠は２次選考からの反映となります。

Q49：川西南保育所・多田保育所に満１歳になった０歳児が年度途中入所した場合、次の年度の４月からは２歳児クラスに進級するのですか？

A49：川西南保育所・多田保育所に年度途中入所した満１歳児は、１歳児クラスで保育を行いますが、クラス年齢は０歳児です。よって、次の年度はもう一度１歳児クラスで保育を行うこととなります。

Q50：現在育児休業を取得中で、復職予定での入所申請を検討しています。利用希望施設に空きがない場合、入所申請はできないのでしょうか？

A50：利用希望施設に空きがない場合でも、入所申請は可能です。施設の空き状況は転園や退所により変動することがありますので、希望する施設を全て、希望する順番にご記入ください。期日までに入所申請をされていない場合、育児休業（給付金）の延長手続きに使用する「入所保留通知書」は発行できません。申請時期はご自身で管理してください。

3. 保育料

Q51：保育料（利用者負担）はどうやって決まりますか？

A51：父母の市民税所得割額の合計によって決まります。
令和９年４月分から８月分までは令和８年度の市民税所得割額に基づいて算定され、９月分からは令和９年度の市民税所得割額に基づく算定になります。各年度の市民税の決定が毎年６月頃になるため、９月が保育料の切り替え時期となっています。

Q52：保育所などに同時に通う第２子、第３子の保育料が軽減されると聞きましたが、どうなるのですか？

A52：同一世帯で小学校就学前の範囲内に保育所などに入所する子どもが２人以上いる場合、最年長の子どもから順に、第１子は全額負担、第２子は半額、第３子は無料となります。また、世帯の所得によっては、この年齢制限が撤廃されます。詳しくは、P22、23をご覧ください。

Q53：兄（第1子）が認可外保育施設に入所している場合、認可保育施設に入所している弟（第2子）の保育料は軽減されるのでしょうか？

A53：認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設に入所中の場合は軽減対象です。
その場合、第１子の在園証明書の提出があれば保育料が軽減される場合があります。

Q54：３歳になると、年度途中でも支給認定が３号から２号に切り替わると聞きました。その場合の保育料はどうなりますか？

A54：３歳になり、２号認定に切り替わった場合でも、その年度内は、３号認定である０～２歳児の保育料が適用されます。

Q55：川西市外の施設を利用する場合の保育料はどうなりますか？

A55：保育料は、居住地の市区町村が定める金額となります。（川西市民の場合は川西市が定める金額）利用するのが公立保育施設の場合は施設所在地の市区町村に、民間保育所の場合は居住地の市区町村に、民間認定こども園・小規模保育事業所の場合は各施設に支払います。

Q56：現在保育所を利用していますが、夏休み期間等の長期休暇期間があり、１か月の内１日も保育所を利用しない場合も保育料は必要ですか？

A56：保育料については、原則、<u>月の初日に在籍</u>していれば、その月の保育料が必要です。夏休み等で、ご家庭の都合により１日も利用がない場合でも、その月の保育料はお支払いただきます。

Q57：子どもの父母が別居中で、今後離婚する予定です。ひとり親家庭等に該当しますか？

A57：戸籍上離婚が成立していなくても、離婚裁判中または離婚調停中であれば、ひとり親家庭として保育料を算定することができます。裁判所が発行している通知書などのコピーを提出してください。単に別居している場合や、夫婦間での離婚協議中または円満調停中である場合などは、ひとり親家庭等には該当しません。

Q58：保育料を口座振替で支払うにはどうすればいいですか？

A58：口座振替を利用される場合は、預金口座振替依頼書に、記入・押印（金融機関届出印）して、口座振替開始希望月の前月 15 日までに、川西市入園所相談課までご提出ください。翌月から引き落としを開始します。保育料については払い忘れなどがないように、できる限り口座振替をご利用いただきますようお願いします。口座振替の利用が可能な方には、内定通知（４月入所以外は保育料決定通知）に口座振替依頼書を同封します。

Q59：保育料・給食費以外の費用はかからないのでしょうか？

A59：施設によっては保育料・給食費とは別に費用（入園料・制服など）がかかる場合があります。各施設に確認し、理解したうえで申請してください。

Q60:入所が決まった場合の保育料は保護者の市民税所得割の合算額に応じた額になると聞きましたが、マイナポータルの「市町村民税所得割額」の値を確認すればいいのでしょうか？

A60：マイナポータルの「市町村民税所得割額」は税額控除（寄付金控除や住宅借入金控除等特別控除など）後の金額です。保育料の算定は税額控除前の金額で行うため、マイナポータルの「市町村民税__税額控除前所得割額」から「市町村民税__調整控除額」を引いた金額で確認してください。保育料表は P22 をご確認ください。

4. その他

Q61：婚姻・離婚した場合、何か手続きは必要ですか？

A61：いずれも「支給認定等変更申請書」の提出が必要です。
加えて、婚姻の場合は、婚姻相手の方の「保育の必要性を証明する書類」と「市民税所得割額」の分かる書類を提出してください。保育料は、婚姻相手の市民税の所得割額と合算して再度算定しますので、変更になる場合があります。離婚の場合も保育料を再計算する必要があります。

Q62：保育施設の休日・休園日はいつですか？

A62：２号・３号認定の場合、基本的には下記のとおりとなりますが、詳細等については、各施設にご確認ください。

① 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日～１月３日の期間

② その他、特別な事情があると認めるとき

Q63：申込みをする前に施設を見学することはできますか？

A63：可能です。各施設に事前に連絡のうえ、見学してください。また、各園で実施している園庭開放は予約なしでご利用いただけますが、実施日など詳しくは各施設にお問い合わせください。申請にあたっては、できる限り事前に施設を見学していただきますようお願いいたします。

Q64：猪名川町や能勢町の認定こども園や私立幼稚園の利用を考えています。申込方法などに違いはありますか？

A64：１号認定の場合、各園に直接申込みいただくので、各園が開催する入園説明会等にご参加いただき、新年度の申込方法や入所申込受付日等をご確認のうえ、お申込みください。２号認定の場合は、川西市入園所相談課に申請いただき、希望施設の所在する市町村に入所調整を依頼します。一部の施設では、園で直接申込みを受け付けていることがありますので、ご希望の施設に必ず確認したうえで、手続きをしてください。利用調整の結果、入園できない場合もあります。

Q65：現在育児休業を取得中で、満１歳のタイミングでは延長したいと考えています。何月入所の申請をすればいいですか？

A65：**育児休業（給付金）の延長手続きに関することは、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。川西市ではご案内できません。**育児休業給付金の延長手続きには、認可保育施設に入所できないことがわかる書類が必要とされていますが、**入所申込が必要な時期についてはご自身で管理してください。**

※申込みの有効期限の最終月と、次の申込みの入所希望月との間が開いている場合は、その期間については申込みが継続していることにはならず、入所選考の対象外となるため、認可保育施設に入所できないことがわかる書類の発行はできません。

【メモ欄】

【メモ欄】

申請書類を郵送する方は、下記の点線を切り取ってお使いください。

※料金不足の場合、提出期限に間に合わないことがありますので、ご注意ください。

666−8501

川西市中央町12番1号

川西市教育委員会事務局

教育推進部　入園所相談課宛

☎072−740−1175（直通）


かわにし新時代へ